

プロフィール

山崎 洋介

元奈良市立中学校・小学校教員 大阪大学大学院・院生

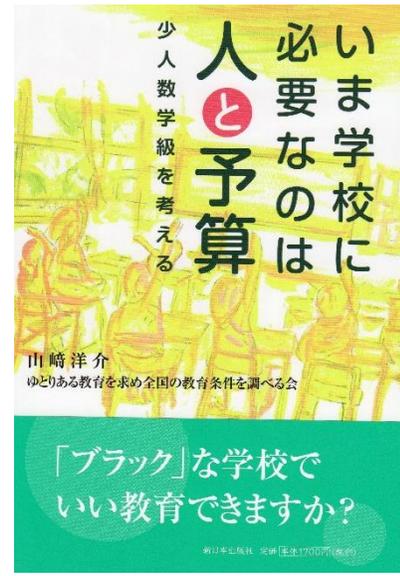
ゆとりある教育を求め全国の教育条件を調べる会 事務局長



2010



2012



2017



2021



2023

2024年8月25日 津田教育会館夏の講演会

展望

教員不足、非正規化という 教育危機を乗り越えるために —データでみる香川の教育条件—



ゆとりある教育を求め全国の教育条件を調べる会

山崎洋介

主催 (公財)津田教育会館 共催 香川県教職員組合
津田教育会館夏の講演会

教員不足 非正規化という教育危機を乗り越えるために ~データでみる香川の教育条件~

今、学校現場では長時間過密労働による過労死や精神疾患による休職が増えるなど、教員のブラック労働実態が大きな問題となっています。それが要因で教員志望者の減少から教員不足を招き、全国で教職員の未配置校が生れるなど「このままでは学校がもたない」という深刻な危機感が語られるまでになっています。教員の働き方を審議した中教審の「審議まとめ」はこれらの解決を図るにはまったく期待外れのものでした。
この夏の津田教育会館講演会は、「ゆとりある教育を求め全国の教育条件を調べる会」の事務局員として長年この問題に取り組みされてこられた第一人者、山崎洋介さんを招き、教育危機を乗り越えるためにどうすべきか？ 特に山崎さんによる「データで見る香川の教育条件」は注目です。
多数の教職員・市民の皆さまの参加をお願いします。

講師 山崎洋介さん

おもな著作
「いま学校に必要なのは人と予算 少人数学級を考える」
「本当の3人学級は実現したのか？」
「広がる格差と増え続ける臨時教職員」 編著



2024年
日時 8月25日 (日)
午後1時20分 開場
午後2時~4時 講演会
会場 サンメッセ香川
2階特別会議室
(高松市林町2217-1)

参加無料

無料駐車場有り

公益財団法人津田教育会館 とは
所在 香川県さぬき市津田町津田
字琴林138-53
目的 香川県さぬき市及び東かがわ市の児童又は青少年の健全育成及び教育振興に資する
主な公益目的事業
① 夏と冬の講演会
② ひまわり学校
③ 小中パレ交流会
④ 男女中学生バレー強化大会
収益事業
① 会館の貸与
② 太陽光発電(会館の屋根上)
HPアドレス
www.pikara.ne.jp/tsudakyo/index.html



講演会連絡先
香川県教職員組合
(☎087-867-4797)

本日の課題

少人数学級を実現するには
教員不足、長時間過密労働、非正規化を解消
するには
どうしたらよいか？

×枠の中の生き残り競争・自助努力

○教育条件改善求める幅広い共同

青空教室



教員は最大・最優先の教育条件

その給与費を

誰がどのように負担するのかが

教育制度最大の課題でありつづけた

深刻化する教員不足

教員不足の状況

学校種	不足人数	不足が生じている学校数	不足が生じている学校の割合
小学校	1218人	937校	4.9%
中学校	868人	649校	7.0%
高校	217人	169校	4.8%
特別支援学校	255人	142校	13.1%
合計	2558人	1897校	5.8%

※文部科学省調べ。今年度の始業日時点
読売新聞（2022.1.31）

潜在教員（ペーパーティーチャー）は全国に100万人以上（文科省）

→ 教員免許保持者が不足しているわけではない

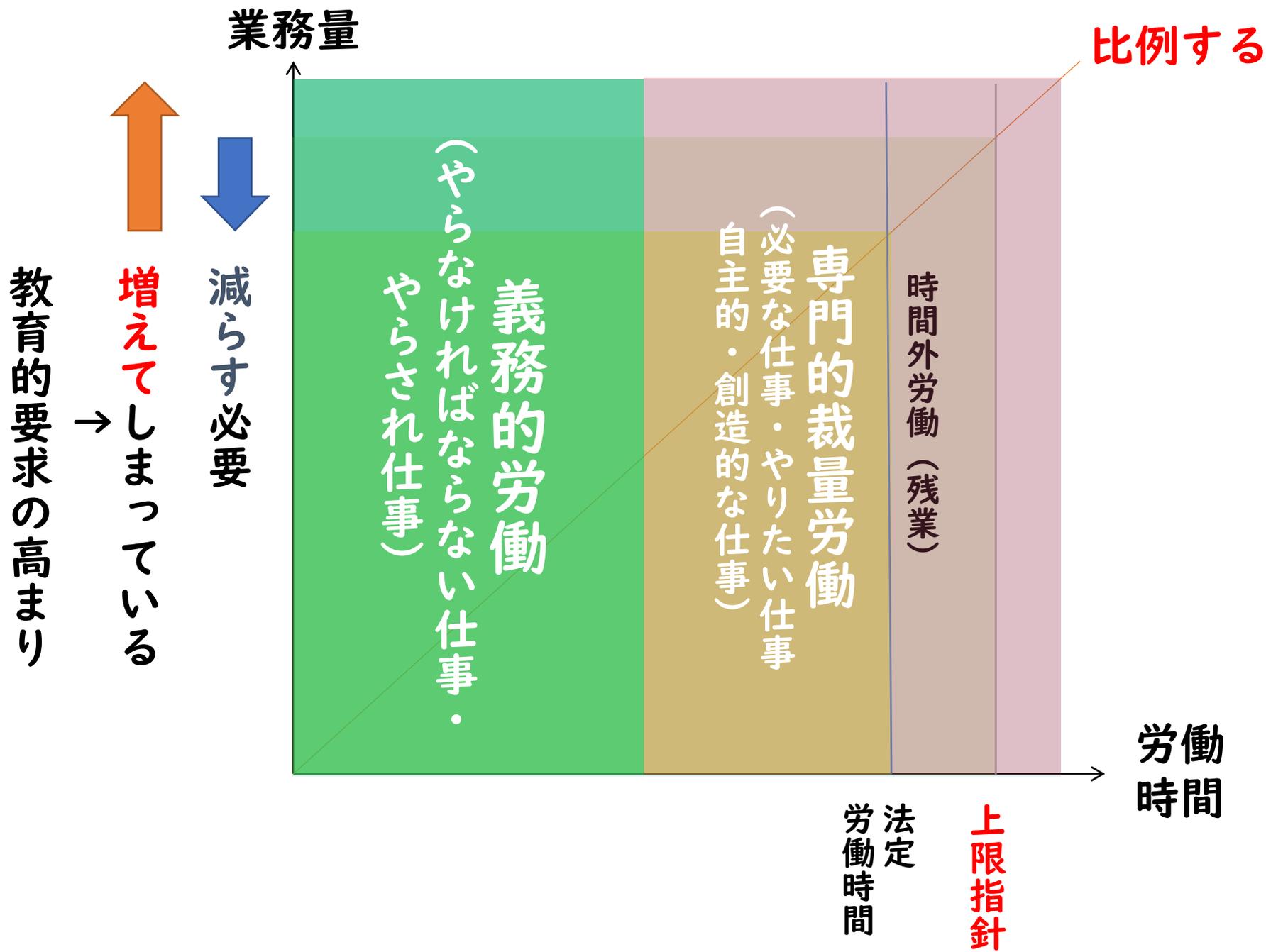
「身分は尊重され、待遇の適正が期せられる」（教基法9条）
が実現できていないため学校現場に呼び込めていない。

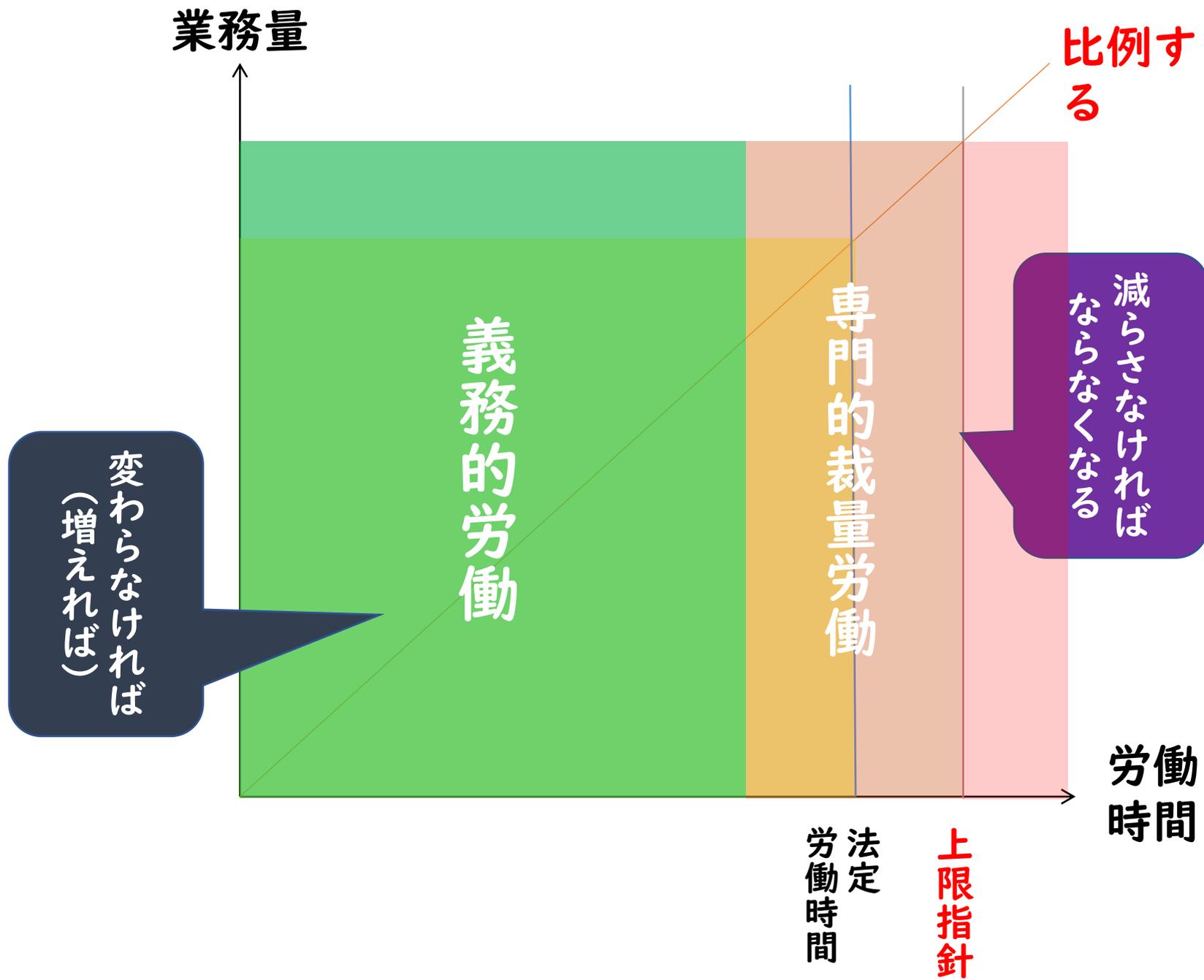
教員の 長時間過密労働

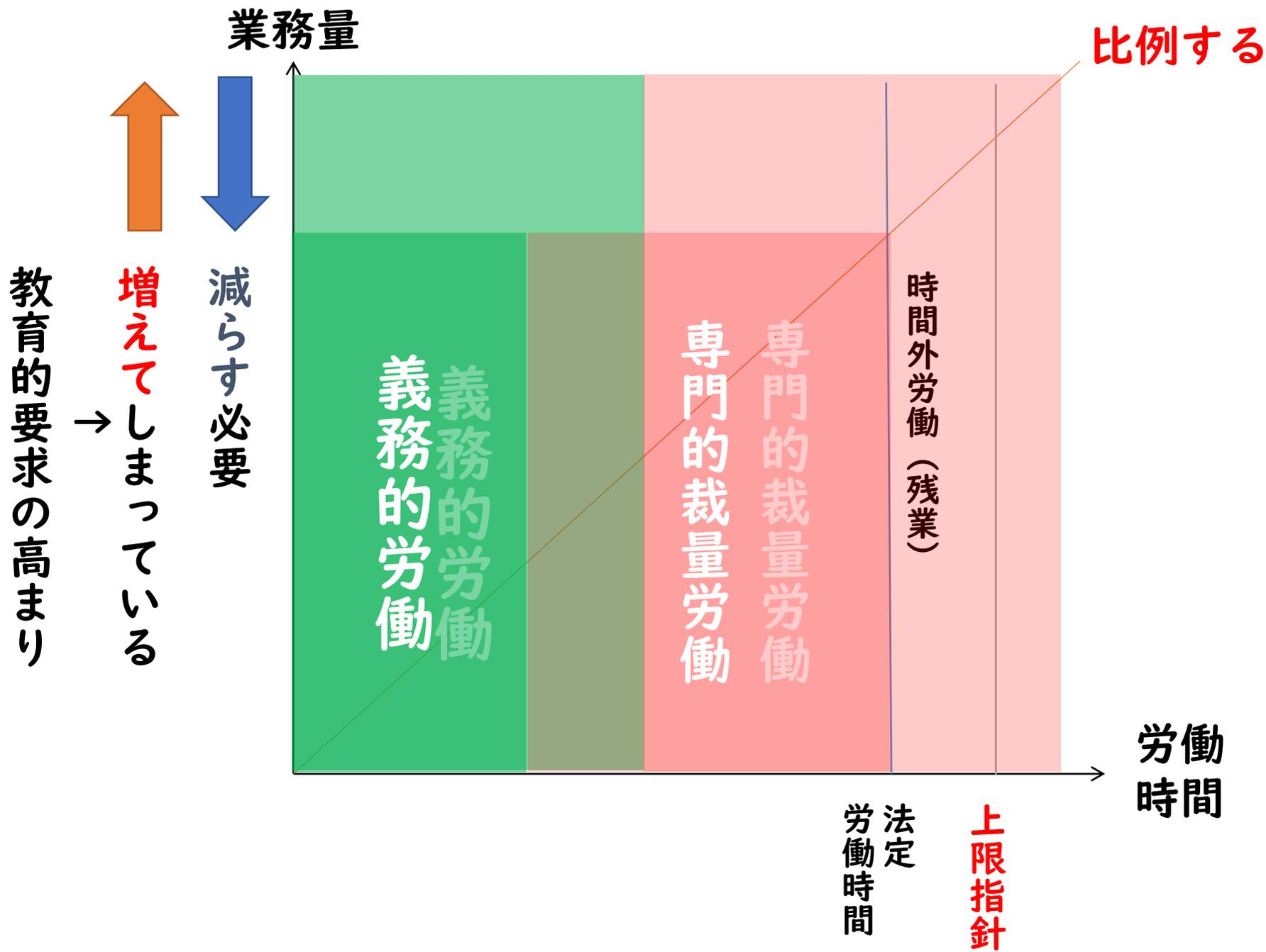
の解消

と

教職の魅力(働きがい)の確保







長時間過密労働解消と 生徒の学習権保障を

両立させるためには

① 「やらされ」（義務的）仕事を減らす
（教育内容・授業時数も含めて）

② 教員を増やして授業持ちコマ数を減らし
少人数学級にして担当生徒数を減らし
勤務時間内に専門的裁量労働時間を確保する

いま学校に必要なのは
知恵と工夫ではなく
正規教員と教育予算

公立学校の
人と予算を決める制度
を知る必要がある

日本は**教育条件基準**法制度が**未確立**

- ・ 公立私立を問わず、すべての学校に適用
- ・ 子どもの学習権保障のための最低基準
- ・ ナショナル・ミニмум・スタンダード（国家最低限保障基準）
- ・ 教育の機会均等実現のために国が財政保障

1946年 **日本国憲法**公布 第26条 教育を受ける権利、義務教育無償

1947年 **教育基本法・学校教育法**成立 学校設置基準制定を予定

1949年 文部省「**学校基準法案**」「**学校財政法要綱案**」を準備 →挫折

学校財政法要綱案

文部省 1949年3月26日発表

一、この法律は、教育の機会均等を確保し、教育費に対する国民の負担の均衡を図るため、**国立大学及び公立学校に要する経費の基準とその負担区分を定め、もって学校基準法（未定）に定める学校の教育課程編成及び施設の充実を期し、教育の発達に資することを目的とする。**

二、公立学校に要する経費は、次の区分によること

イ 学校の維持管理に要する経費

ロ 職員の給与、旅費及び研修に要する経費

ハ **生徒・児童の教科書、学用品その他学修に要する経費**

および保健・衛生上必要なる経費

ニ 学校の施設に要する経費

三、前項の経費の費目及び算定基準は政令で定める

四、公立学校経費の負担区分は次の通りとする。

1、総務教育の学校経費

イ **第二項中イ及びハに掲げる経費は、設置者の負担とし、その半額を国庫負担とする。**

ロ 第二項中ロに掲げる経費は、都道府県の負担とし、その半額を国庫負担とする。

ハ 第二項中ニに掲げる経費は、設置者の負担とし、その半額を国庫負担とする。

ただし、設置者の負担する経費は、地方債をもってその財源とすることができる。

日本は**教育条件基準**法制度が未確立

- ・ 公立私立を問わず、すべての学校に適用
- ・ 子どもの学習権保障のための最低基準
- ・ ナショナル・ミニмум・スタンダード（国家最低限保障基準）
- ・ 教育の機会均等実現のために国が財政保障

1946年 **日本国憲法**公布 第26条 教育を受ける権利、義務教育無償

1947年 **教育基本法・学校教育法**成立 学校設置基準制定を予定

1949年 文部省「**学校基準法案**」「**学校財政法要綱案**」を準備 →挫折

1951年 **義務教育費国庫負担法**（新法）成立

1958年 **義務標準法**成立 学級編制・教職員定数の標準
→義務教育費国庫負担金、地方交付税の**財政補助基準**

1961年 **高校標準法**成立 学級編制・教職員定数の標準

⇒私立学校も準用し事実上の「学校設置基準」に（1975年**私学振興助成法**）

国の自治体への教職員給与費財政補助制度

憲法25条 生存権

健康で文化的な最低限度の生活を営む権利

国の社会福祉、社会保障および公衆衛生の向上、増進義務

憲法26条 教育権

教育を受ける権利

義務教育は無償

公立義務制学校
への財政補助

教育のナショナル・ミニマムを保障
義務教育水準の維持、向上

公立高校への
の財政補助

私立学校への
の財政補助

義務教育費国庫負担金 (教職員給与の1/3補助)

↑ 義務教育費国庫負担法

+

地方交付税 (2/3の分を一般財源交付)

↑ 義務標準法の標準定数

地方交付税 (一般財源交付)

↑ 高校標準法の標準定数

経常費助成費補助金

↑ 私立学校振興助成法

公立学校教職員給与費のほとんどは

教育現場の必要性から定められた
教育条件基準と

それを保障するために定められた
財政補助基準
によって決められている。

教育条件基準と財政補助基準を改善すれば

人と予算が増やせる!

→私立学校（私学助成）にも準用

この制度を他の教育費にも充実拡大すれば

教育全体の人と予算が増やせる!

国・自治体

教育費負担を減らしたい

義務教育費
国庫負担法

義務標準法

地方交付税法

高校標準法

私立学校振興助成法

教育条件を改善したい

国民、教育関係者・団体

学級編制

公立小中学校の学級編制権は市町村に

学級編制標準 : 財政補助基準としての学級定員

義務制諸学校においては
編制された**学級数**が
教員の定数と給与費負担
(自治体負担+国負担)
の**基準**となっている

この基準が、**児童生徒数ではない**
ことが重要

学級編制の上限人数を少なくする(=少人数学級制)



学級の子どもの数が少なくなって、教育しやすくなる



学校現場に人と予算が増える



政府・自治体は人と予算を
負担しなければならない

これが、教育の充実を求める国民と
教育財政負担を減らしたい政府・自治体との間で
学級編制をめぐって争われてきた最大の理由

小中学校単式普通学級の学級編制標準

1959～1963年 50人学級制に改善

1964～1968年 45人学級制に改善

1980～1991年 40人学級制に改善

2011 小1のみ35人学級制に改善

2021～2025 小2～6 35人学級制に改善

少人数学級制を
求める運動

※複式学級、特別支援学級、
特別支援学校の学級編制基準も改善が進んだ

○義務標準法に規定する学級編制の標準の数

<小・中学校>

	小学校	中学校
同学年で編制する学級	35人	40人
複式学級(2学年)	16人 (1年生を含む場合8人)	8人
特別支援学級	8人	8人

<特別支援学校(小・中学部)>

6人 (重複障害 3人)

公立高等学校の学級編制の標準の歴史

法改正年	定数改善計画	全日制		定時制	
		普通科	専門学科	普通科	専門学科
①1961年	1962-66年度	50名	40名	50名	40名
②1967年	1967-71年度・1969-73年度	45名	↓	40名	↓
③1973年	1974-78年度	↓			
④1980年	1980-91年度	↓			
⑤1993年	1993-98-2000年度	40名			
⑥2001年	2001-2005年度	↓	↓	↓	↓
○現在	改善計画なし	40名	40名	40名	40名

少子化で生徒数減の現在、学級編制標準の少人数化のチャンス

少人数学級制は

ゆきとどいた教育を保障し

(高校)受験競争の激化

遠距離通学

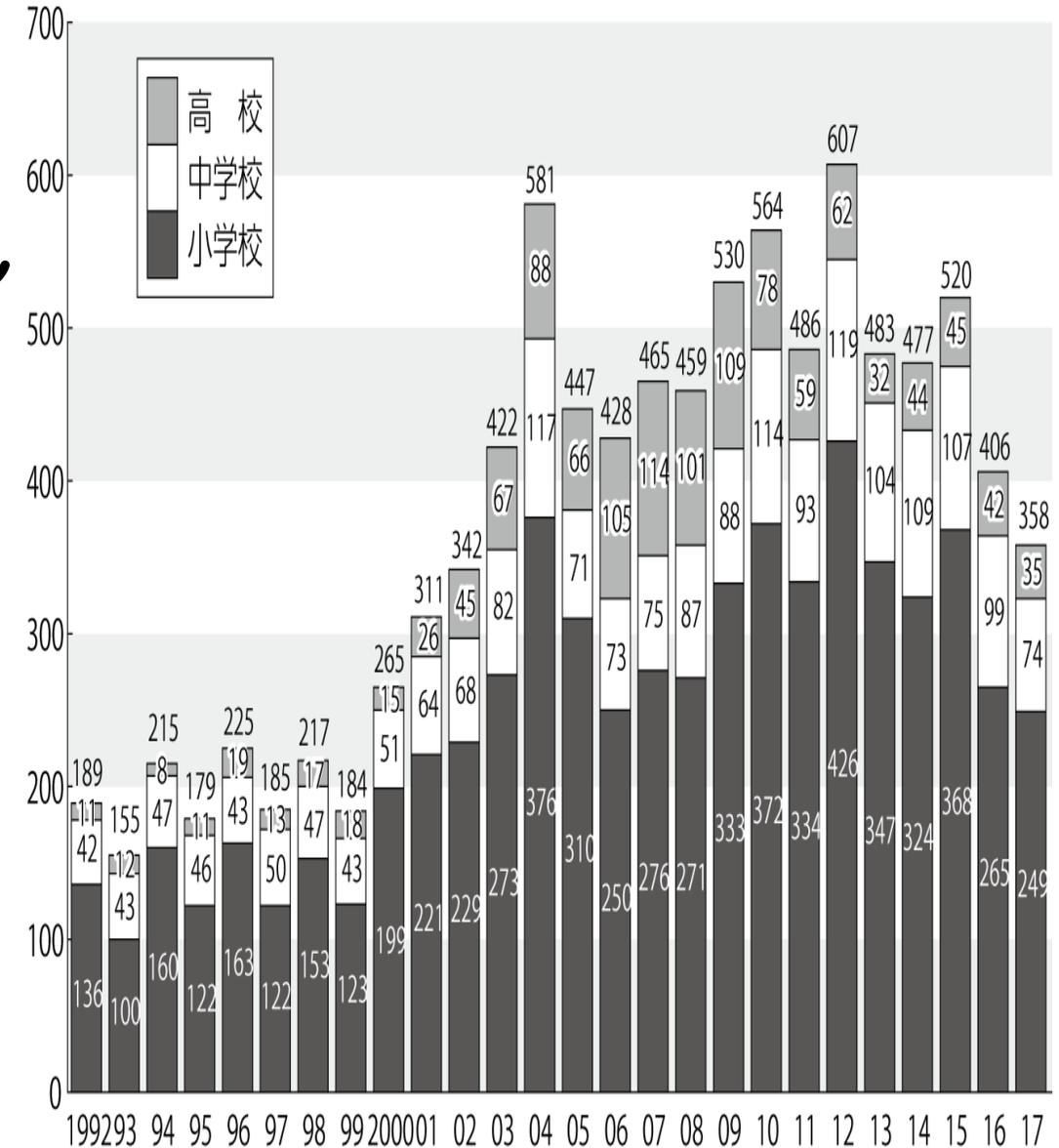
過疎化の加速

をまねく

学校統廃合を

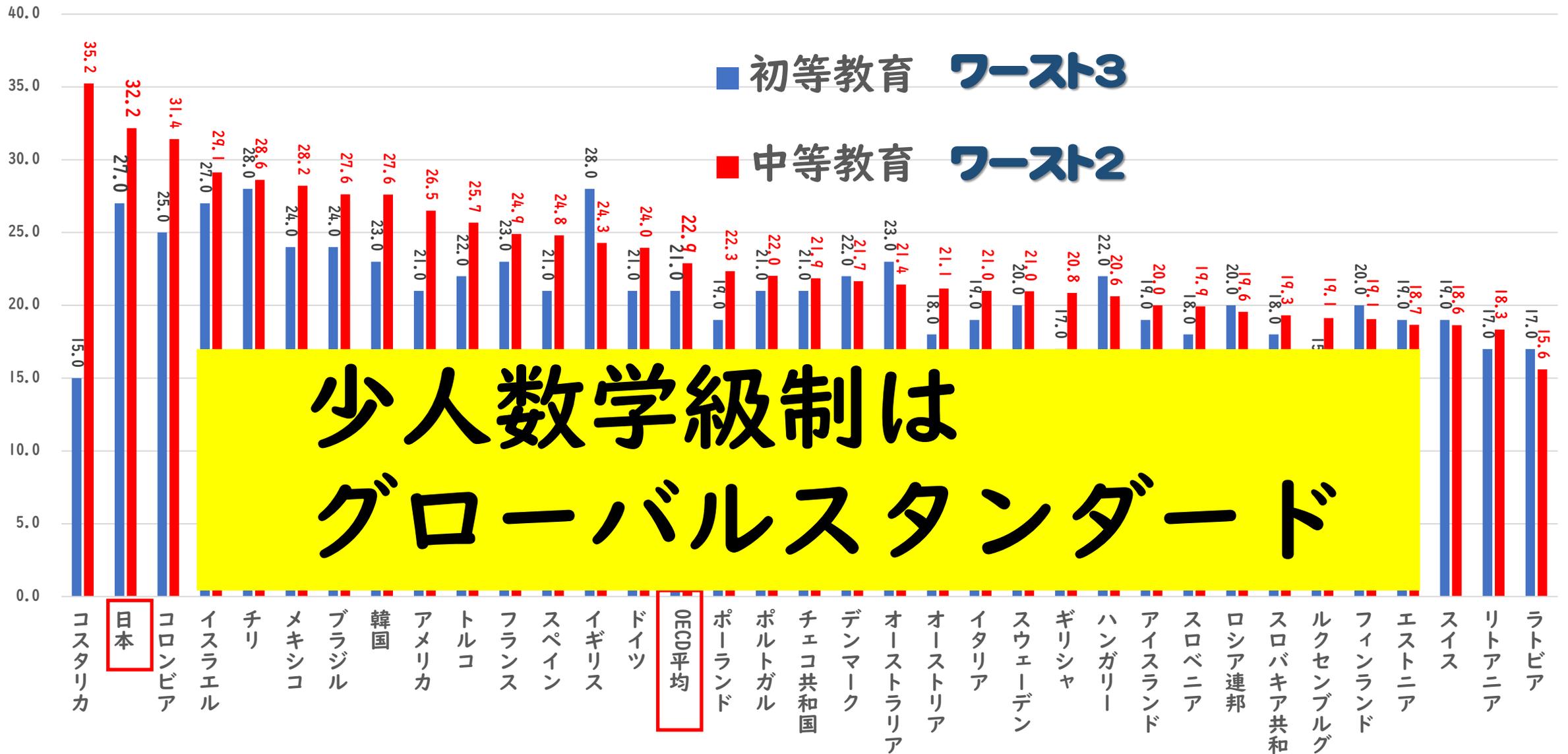
くい止める力ともなる

公立学校の年度別廃校発生数(1992年度～2017年度)



出典：文科省「廃校施設等活用状況実態調査」

公立学校クラスサイズ（OECD2017年調査）



少人数学級制は
グローバルスタンダード

少人数数学級制 ではなく

正人数数学級制

をもとめよう

実学級数

実際に編制された学級数（特支、複式学級含む）
少人数学級等自治体独自の増学級分も含む

標準学級数

標準法の標準どおり編制した場合の数
教職員給与費等国庫負担はこの分のみ対象に

実学級数 - 標準学級数

自治体独自努力による

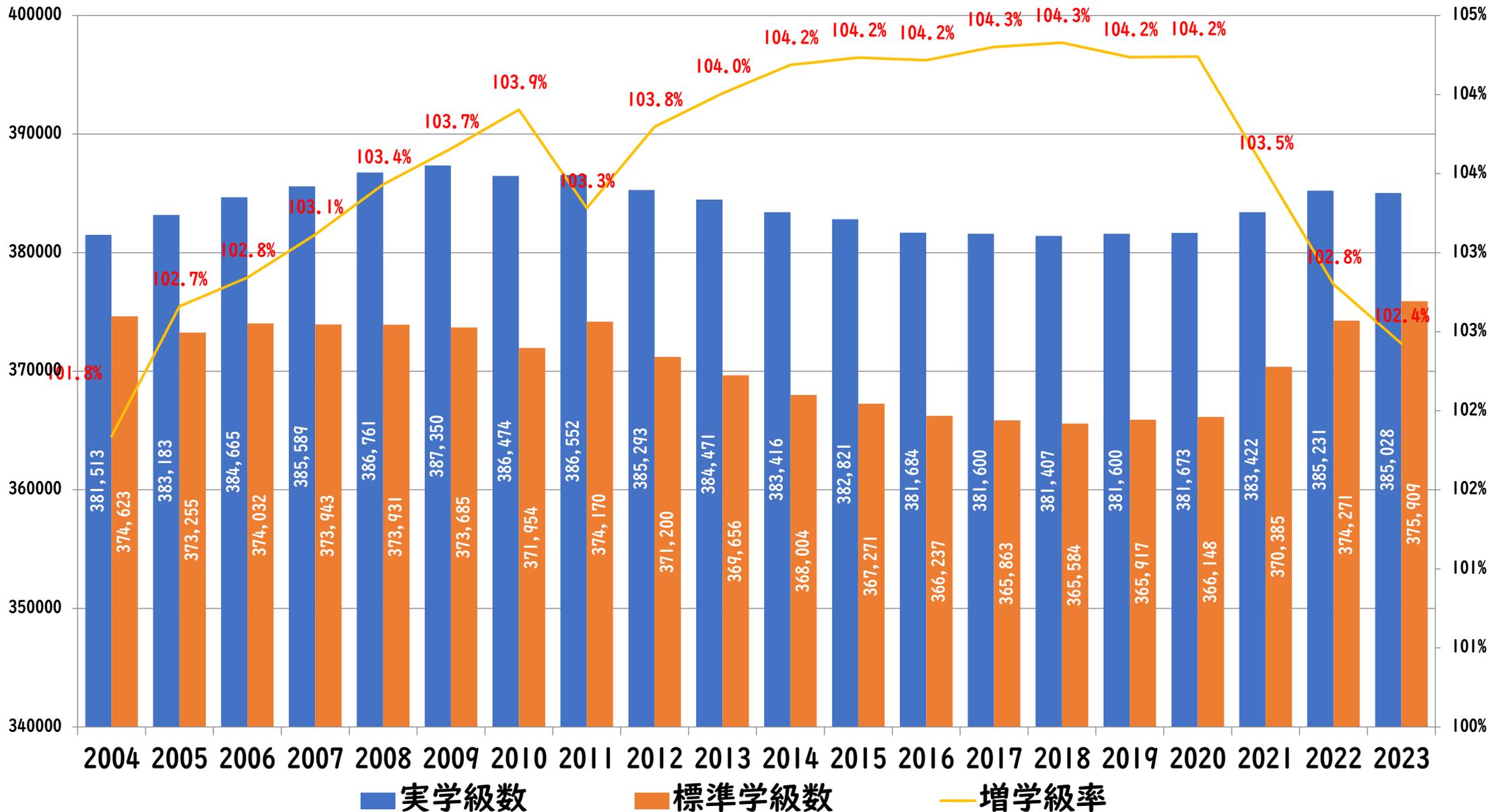
= 増学級数

実学級数と標準学級数（全国総数と比）

実学級数と標準学級数

(単位 学級)

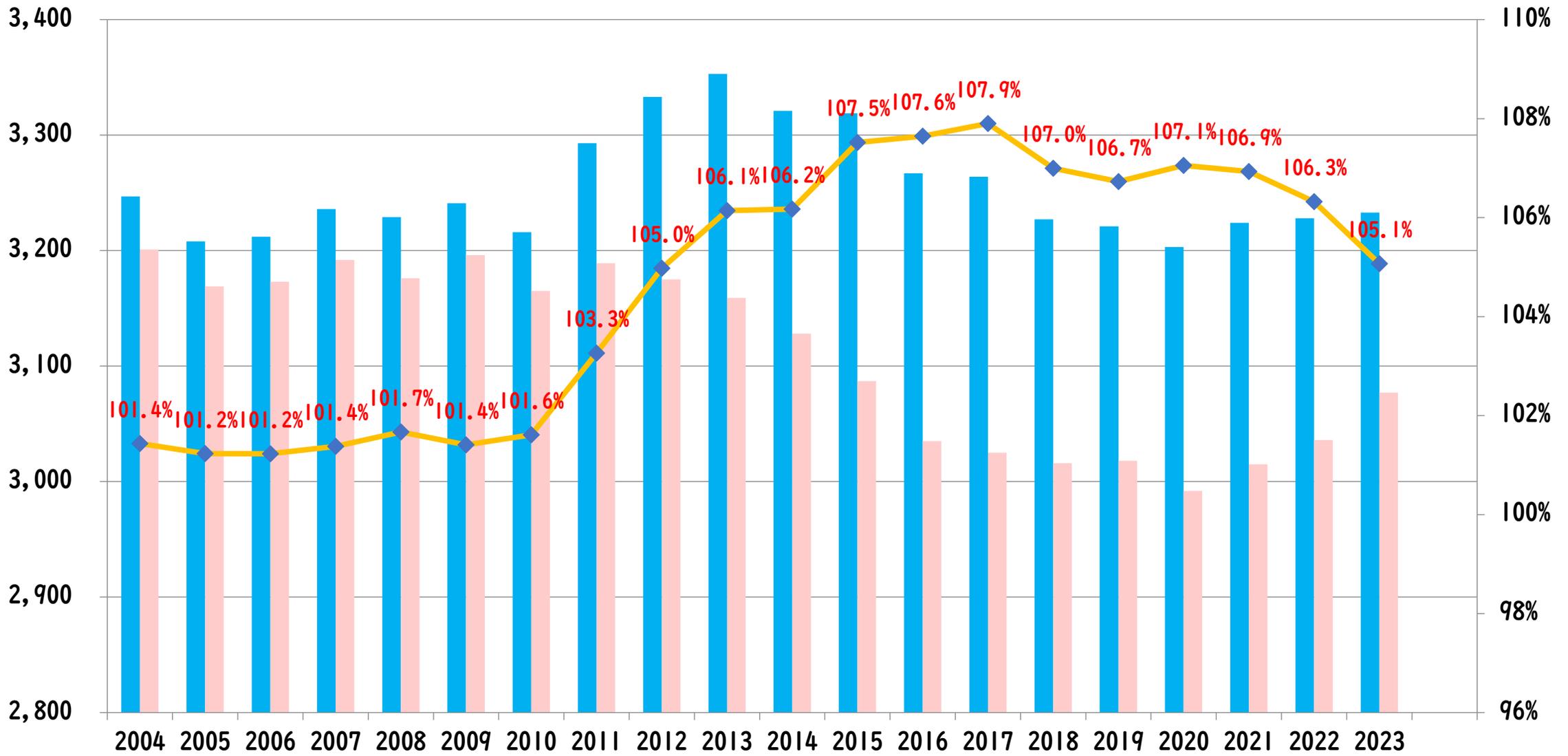
増学級率 (単位 %)



「学校基本調査」「標準学級数等に関する報告書」より作成

香川県公立小中学校実学級数・標準学級数と増学級率

実学級数と標準学級数
(単位 学級)



増学級率
(単位 %)

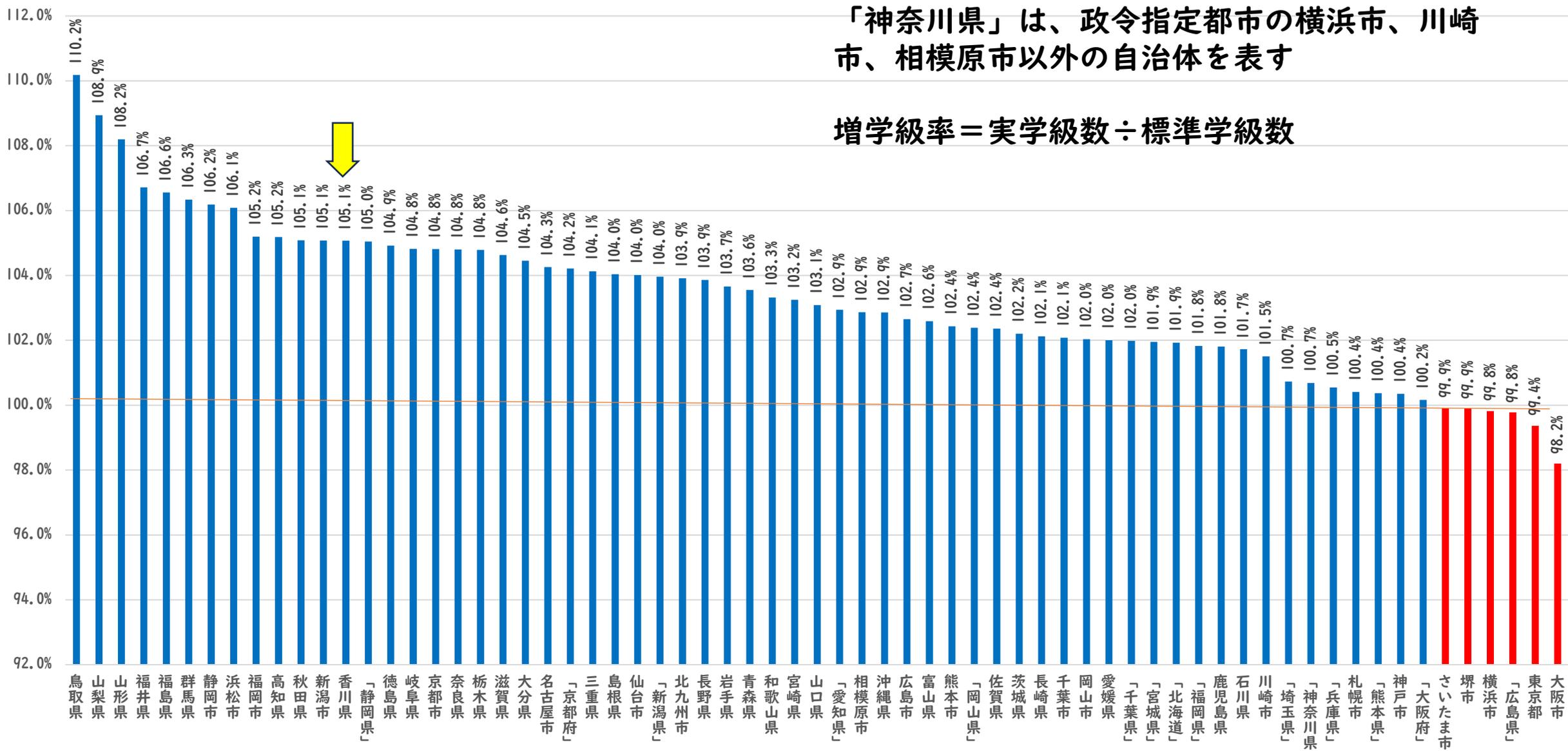
■ 実学級数 ■ 標準学級数 ◆ 増学級率

文科省「学校基本調査」「標準学級数等に関する報告書」より作成

2023年度公立小中学校増学級率 (47都道府県+20政令市ランキング)

「神奈川県」は、政令指定都市の横浜市、川崎市、相模原市以外の自治体を表す

$$\text{増学級率} = \text{実学級数} \div \text{標準学級数}$$



教職員定数

標準定数 : 自治体におくべき
教職員数の標準

教職員定数の算定方法

標準定数 = 基礎定数 + 加配定数

定数
決定方法

学級数、
児童生徒数
などの
客観基準
で算定

自動算定
(機械的)

特定の目的のため
自治体が申請し、
文科省が
配当数を決定
客観基準なし

財政折衝で予算枠
(文科省・財務省毎年度)

予算
決定方法

文部科学省

標準法

標準定数算定ルール

基礎定数

申請・報告

加配定数

客観基準なし
配当で施策誘導？

都道府県・政令市教育委員会

教育委員会が決める
教職員配当基準
各学校への配当ルール

基礎定数

申請・報告

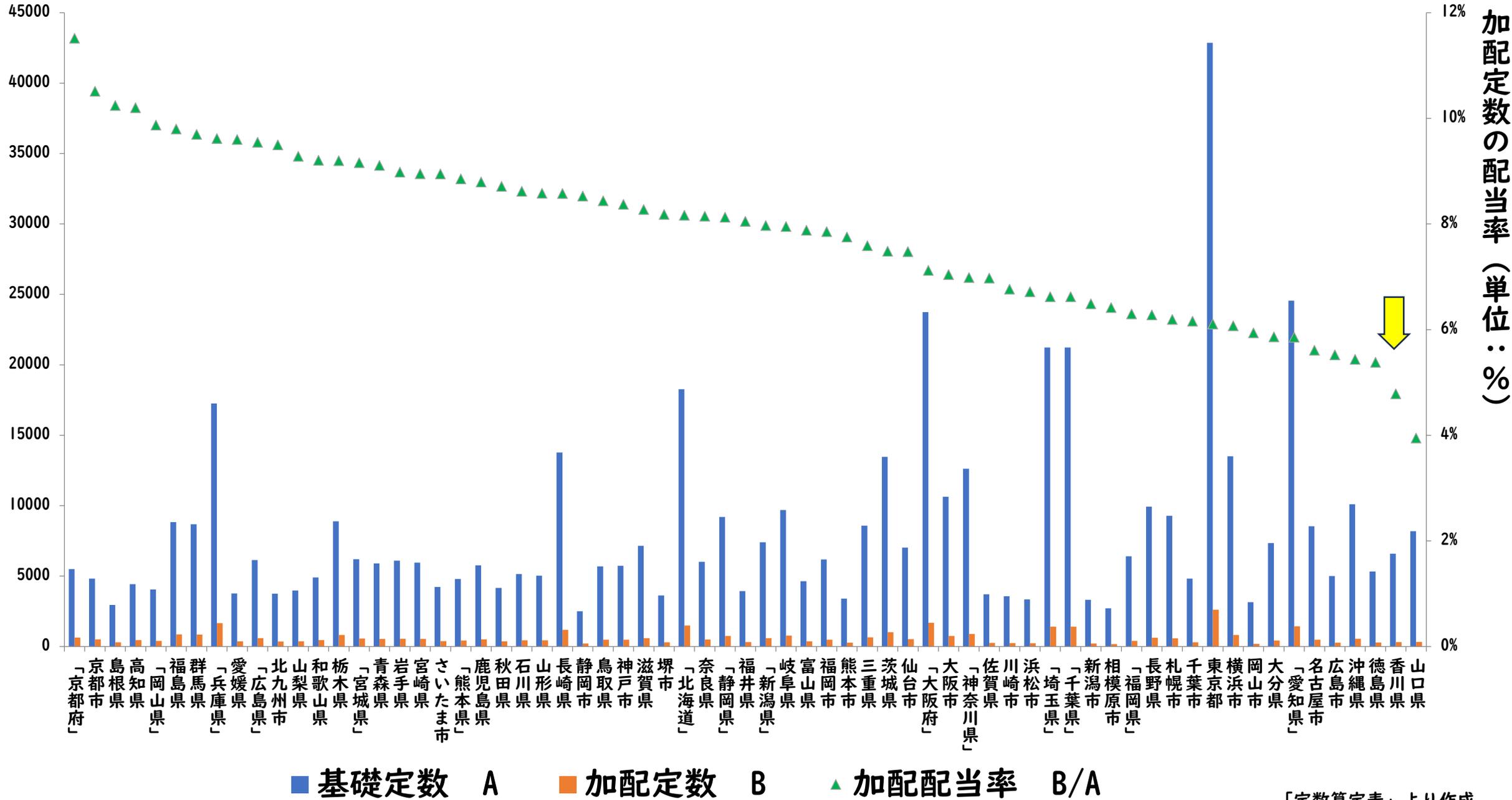
加配定数

客観基準なし
配当で施策誘導？

各学校

2023公立小中学校教員の基礎定数・加配数と配当率

基礎定数・加配数の配当率(単位:人)



「定数算定表」より作成

教職員
実数

~~=~~

教職員
標準定数

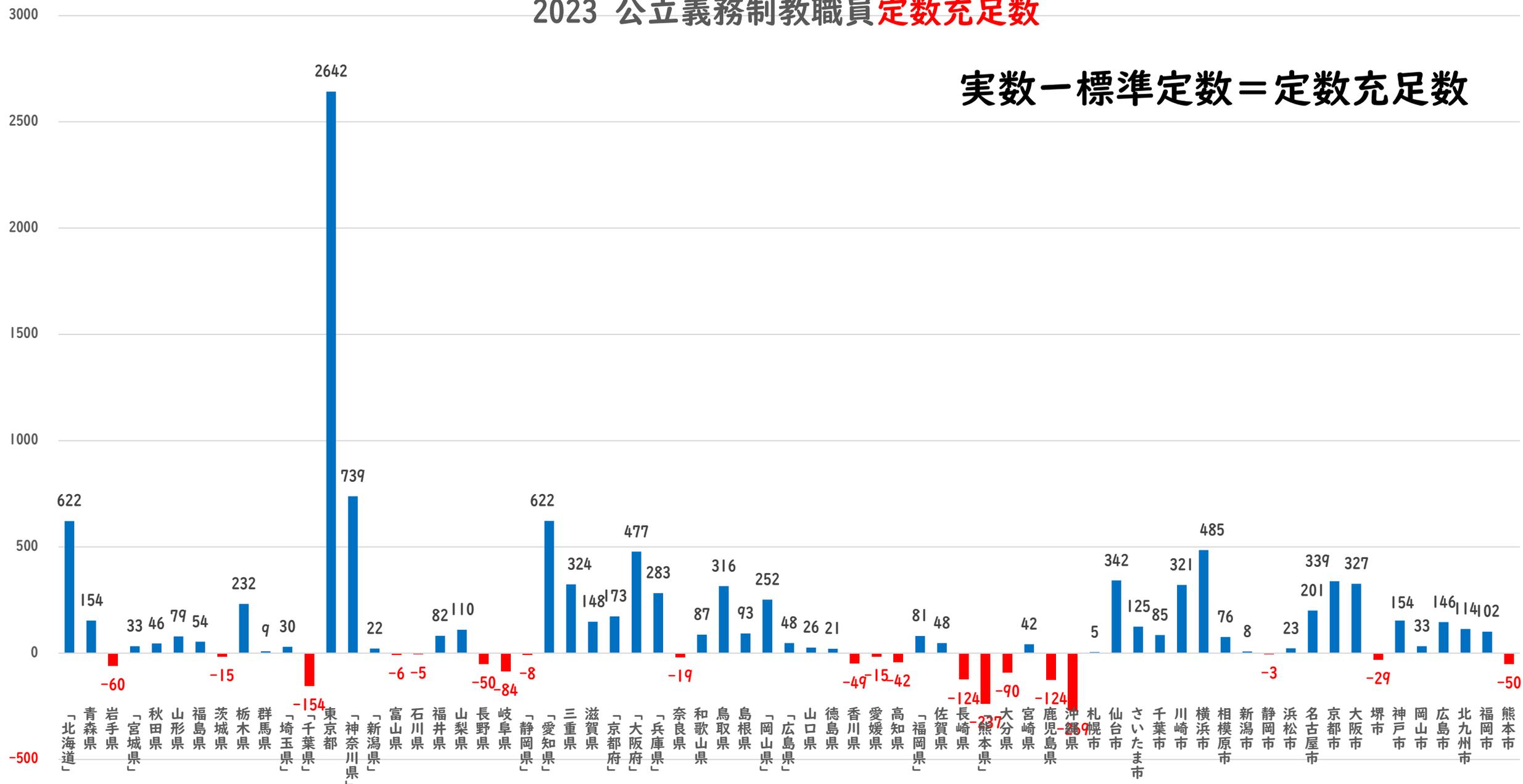
しかも

- ・校種
- ・職種
- ・任用形態

などについて検討すべき点がある

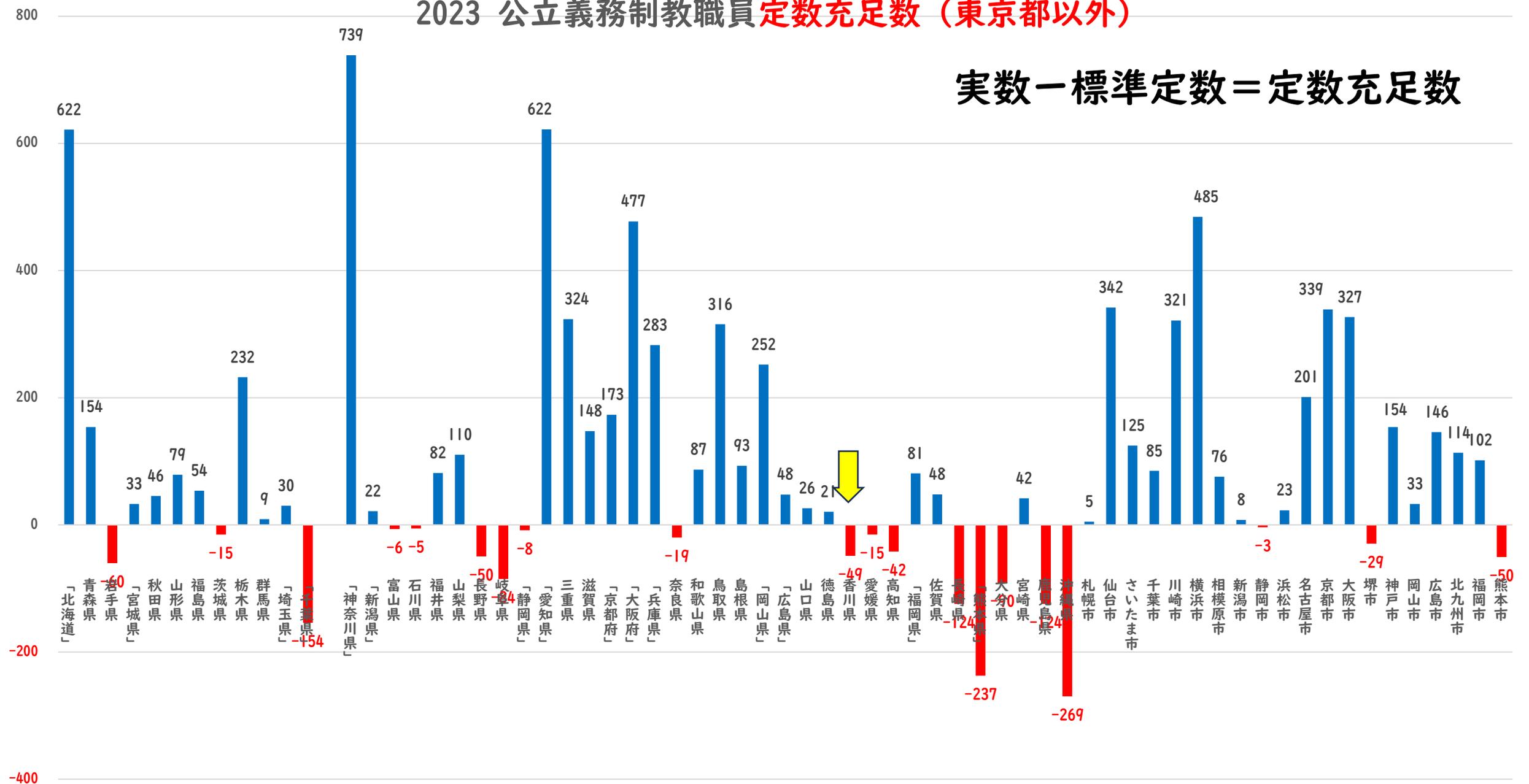
2023 公立義務制教職員定数充足数

実数 - 標準定数 = 定数充足数

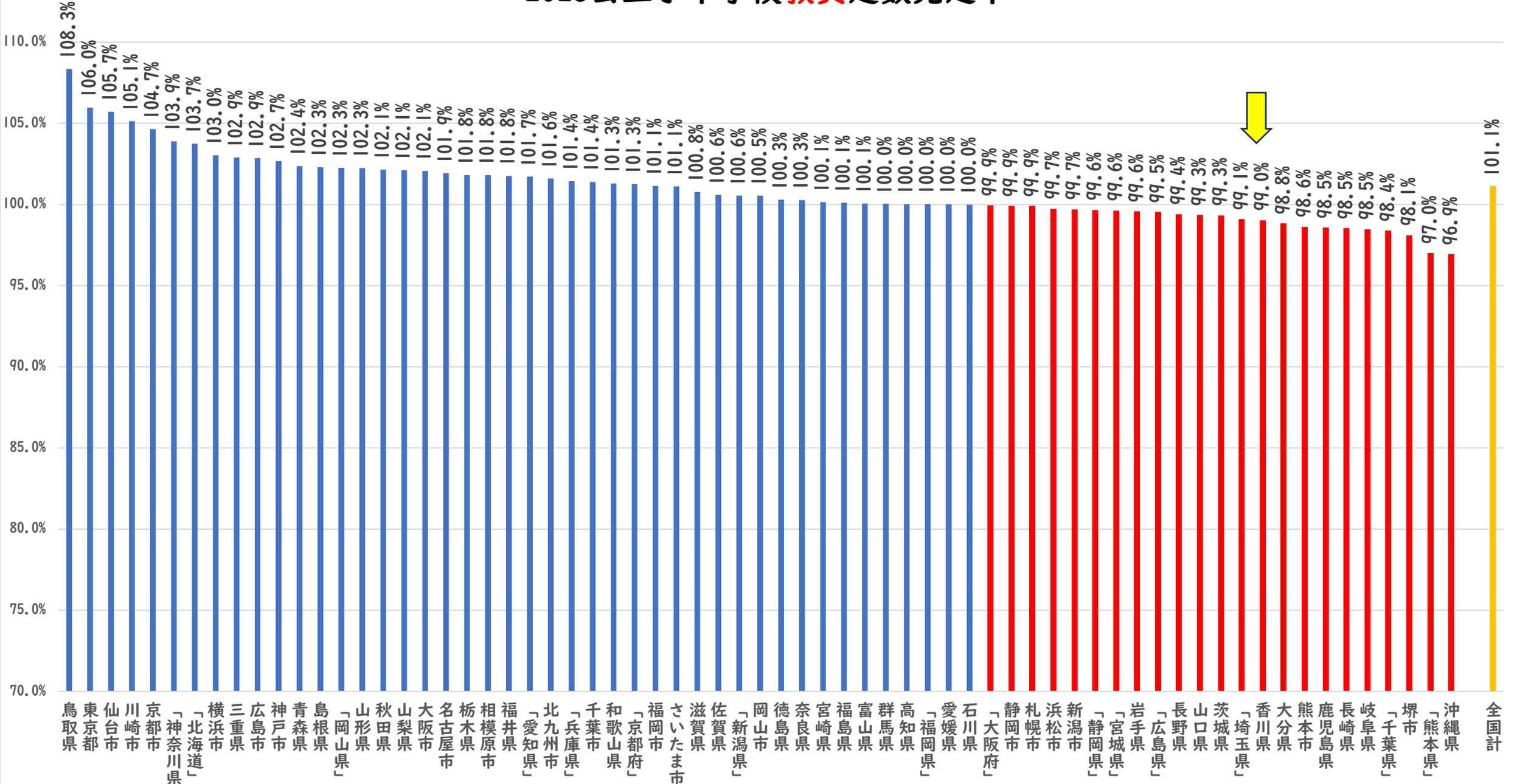


2023 公立義務制教職員定数充足数（東京都以外）

実数 - 標準定数 = 定数充足数



2023公立小中学校教員定数充足率



「定数算定表」「教職員実数調」より作成

公立小中 教員の実数・定数と定数充足率（全国計）

教職員実数・標準定数（単位：人）

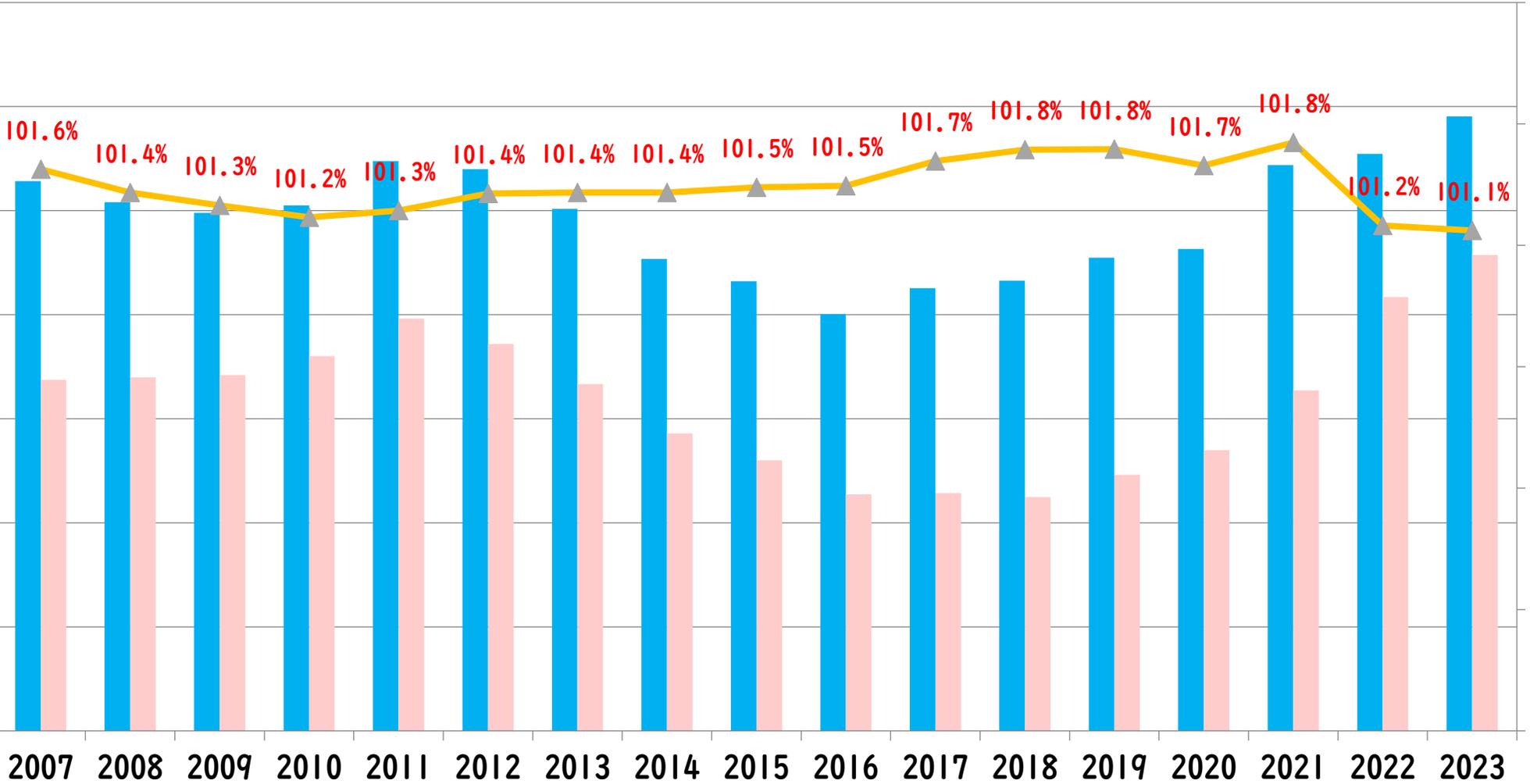
人
605,000
600,000
595,000
590,000
585,000
580,000
575,000
570,000

教職員定数充足率（単位：%）

103%
102%
101%
100%
99%
98%
97%

2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022 2023

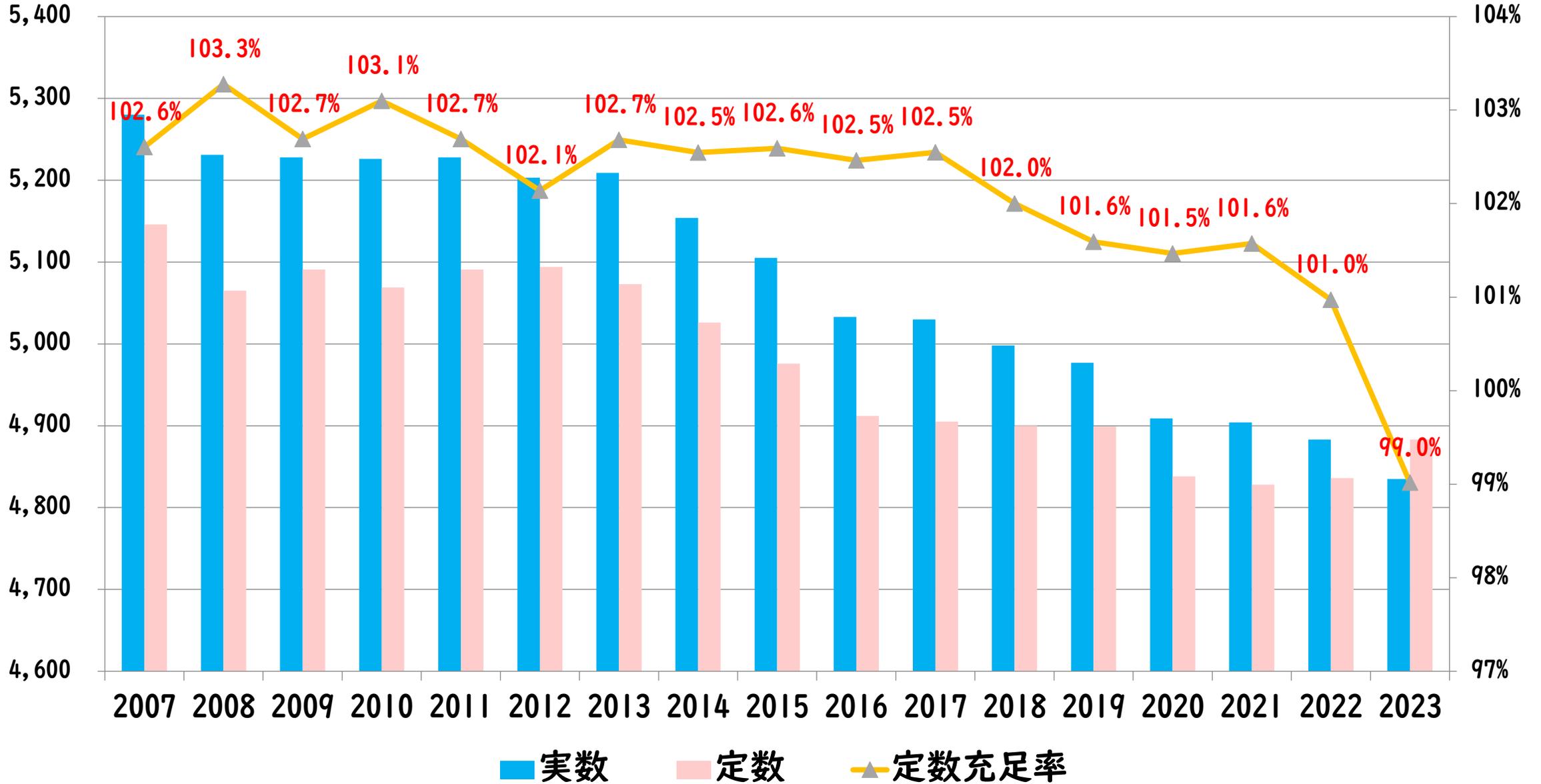
■ 実数 ■ 定数 ▲ 定数充足率



香川県公立小中 教員の実数・定数と定数充足率

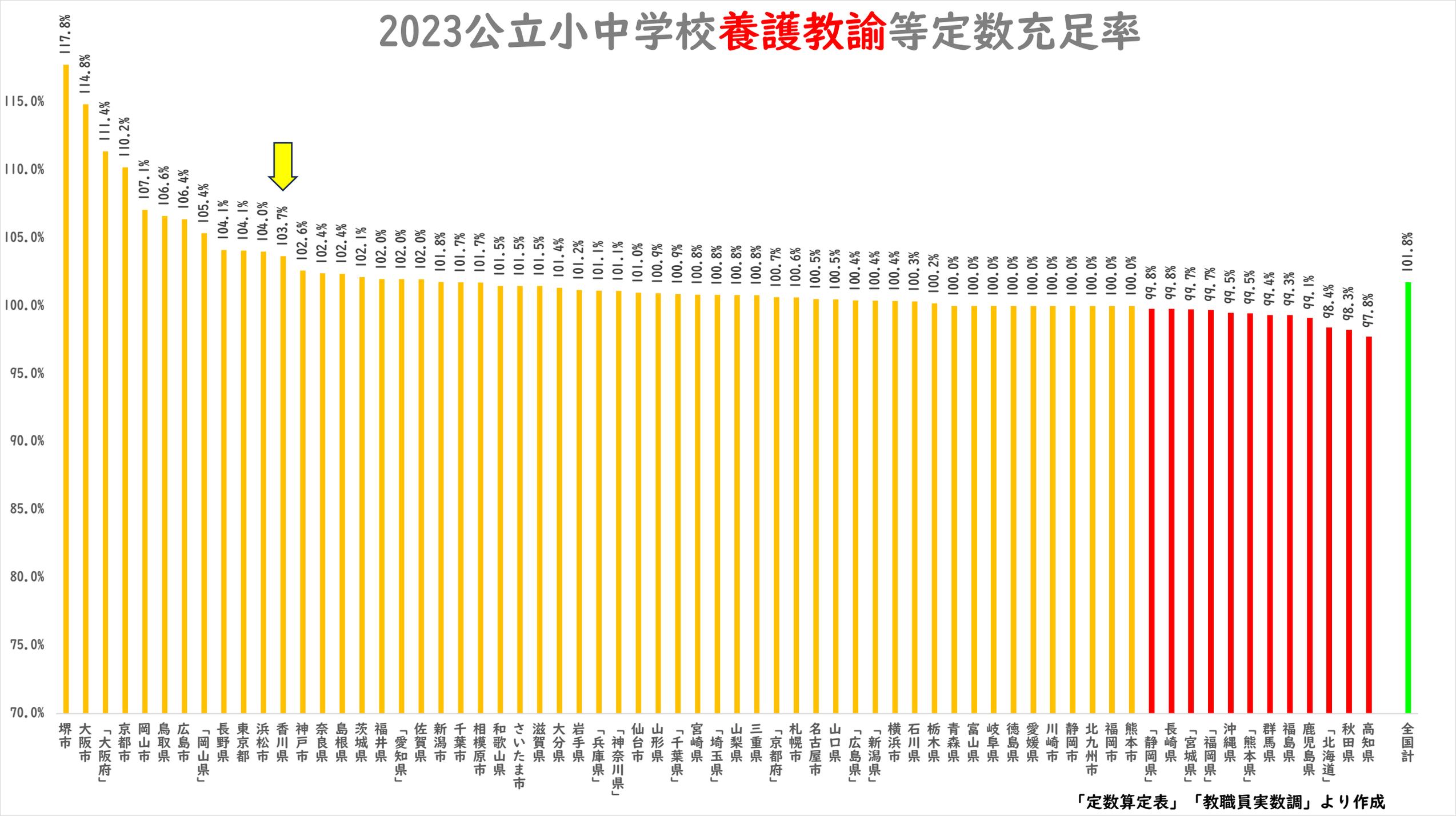
教職員実数・標準定数（単位：人）

教職員定数充足率（単位：％）



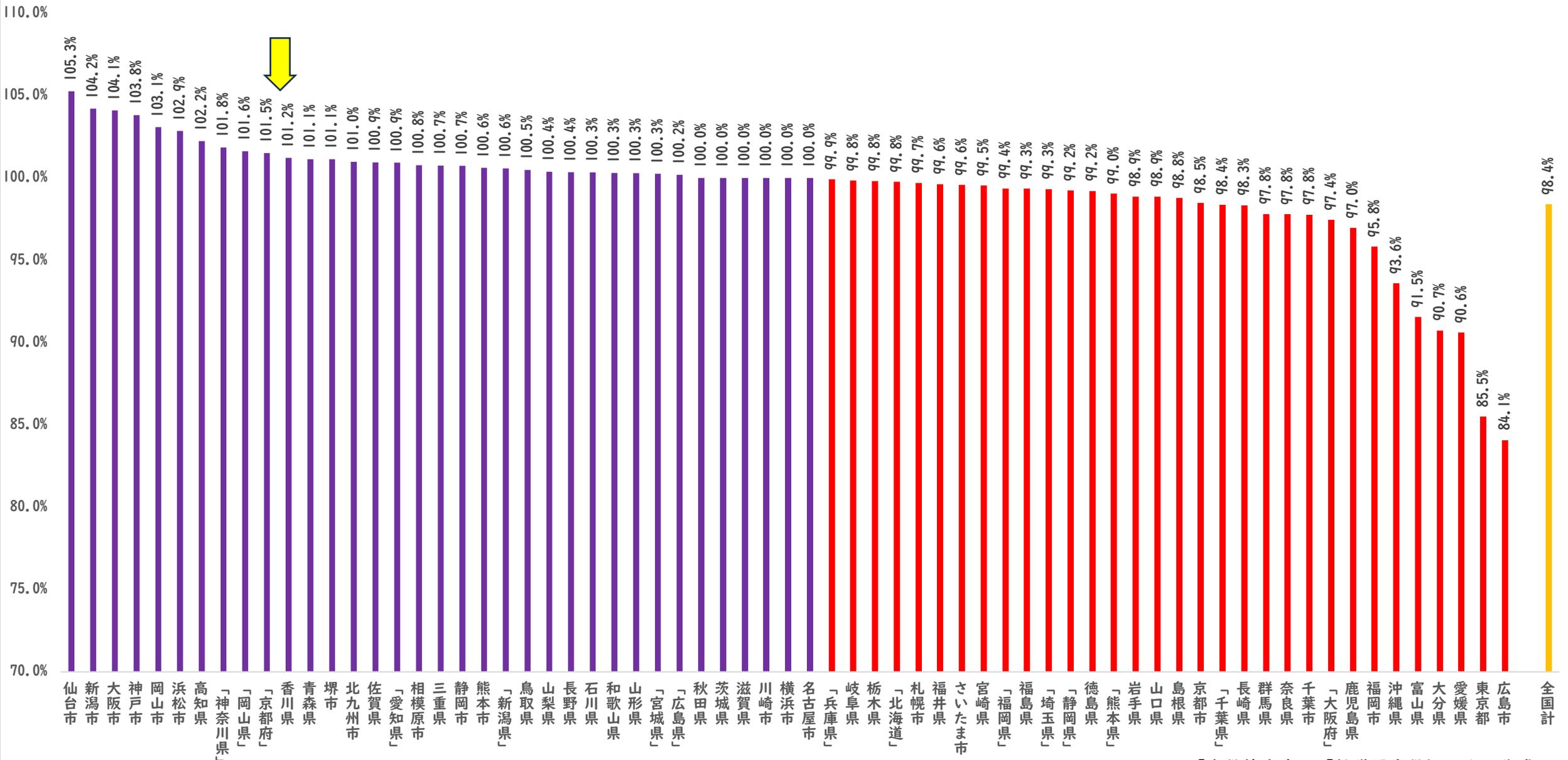
校種・職種別 定数充足率

2023公立小中学校養護教諭等定数充足率



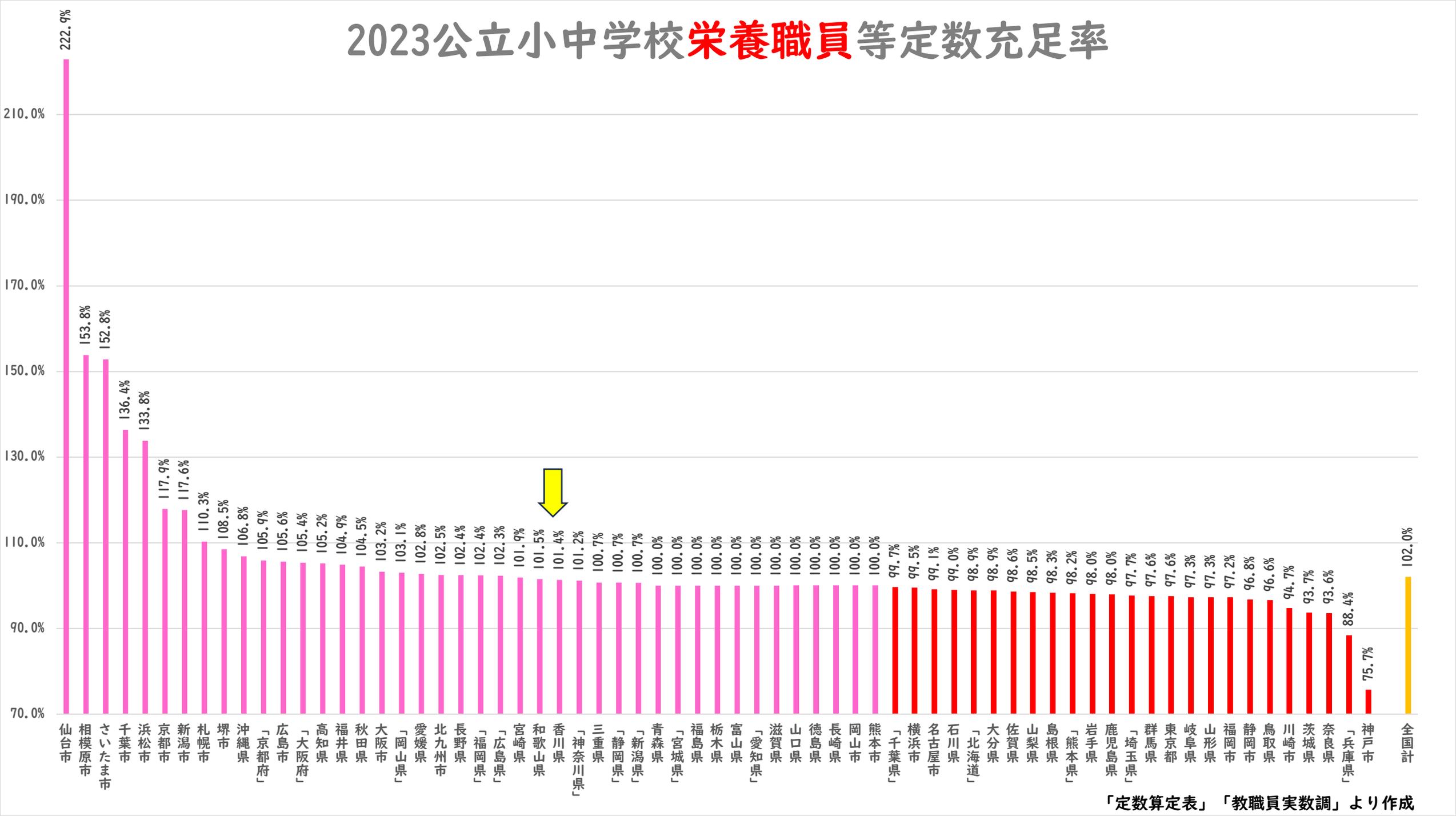
「定数算定表」「教職員実数調」より作成

2023公立小中学校事務職員等定数充足率



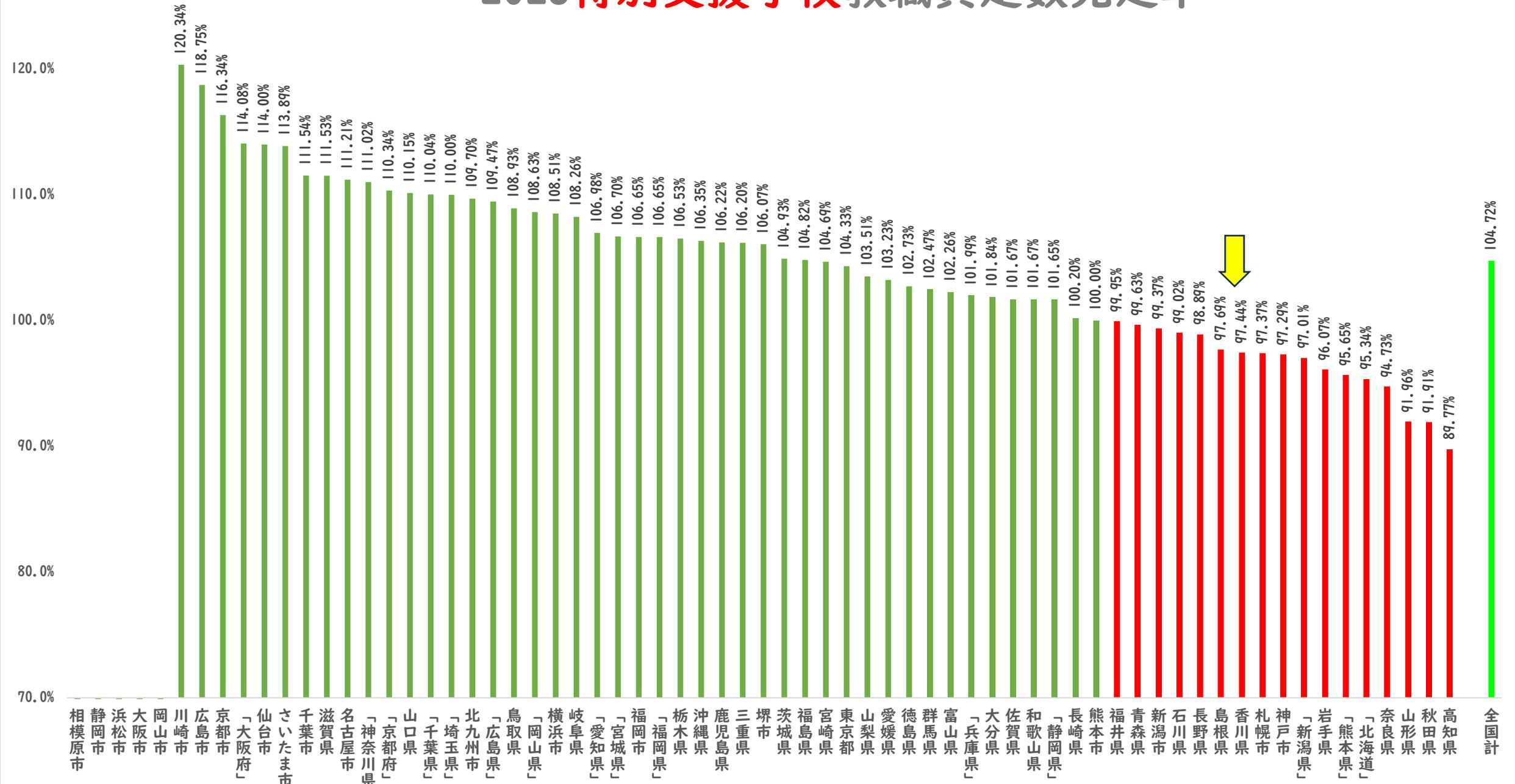
「定数算定表」「教職員実数調」より作成

2023公立小中学校**栄養職員**等定数充足率



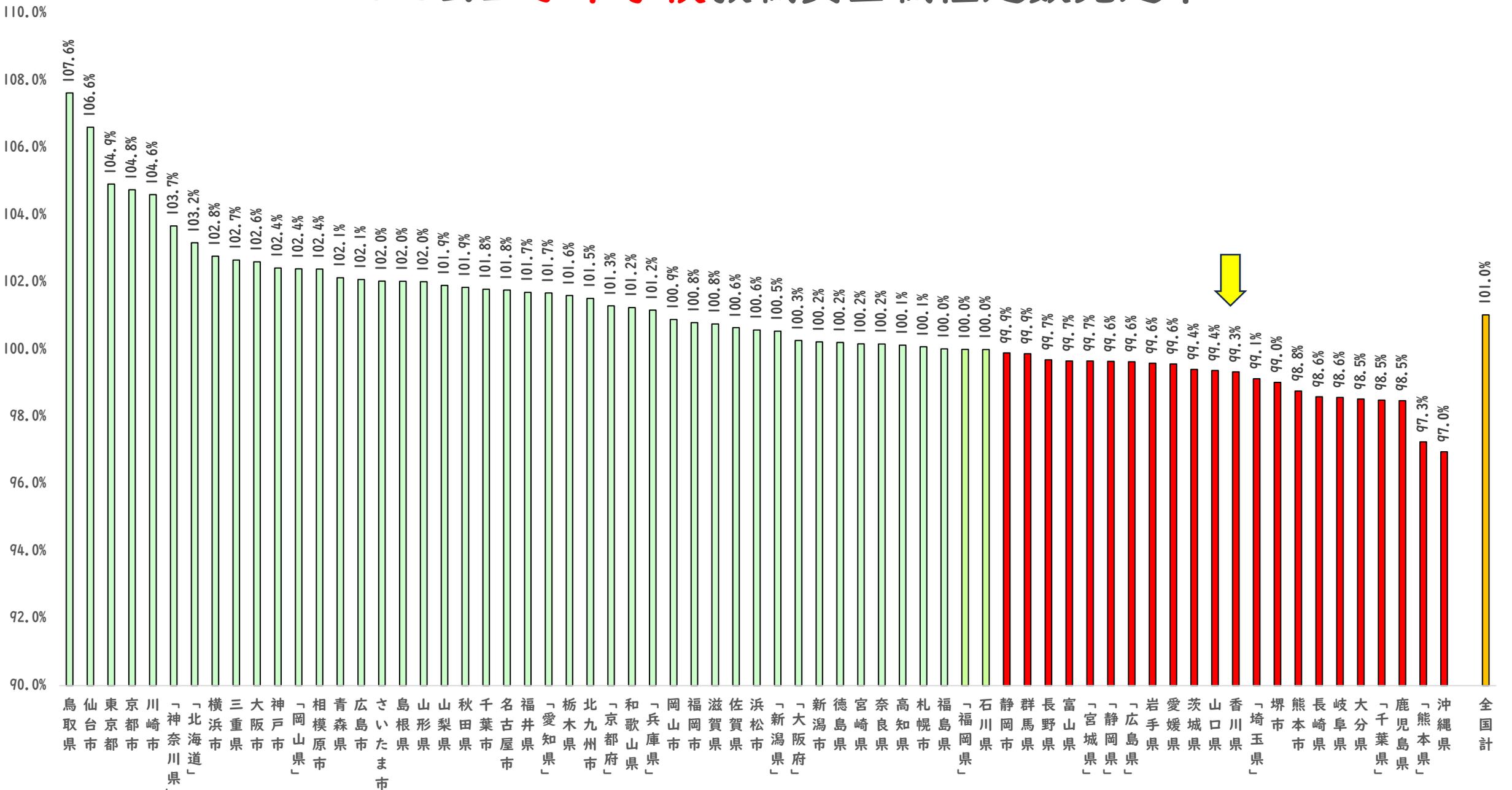
「定数算定表」「教職員実数調」より作成

2023特別支援学校教職員定数充足率



「定数算定表」「教職員実数調」より作成

2023公立小中学校教職員全職種定数充足率



「定数算定表」「教職員実数調」より作成

非正規化

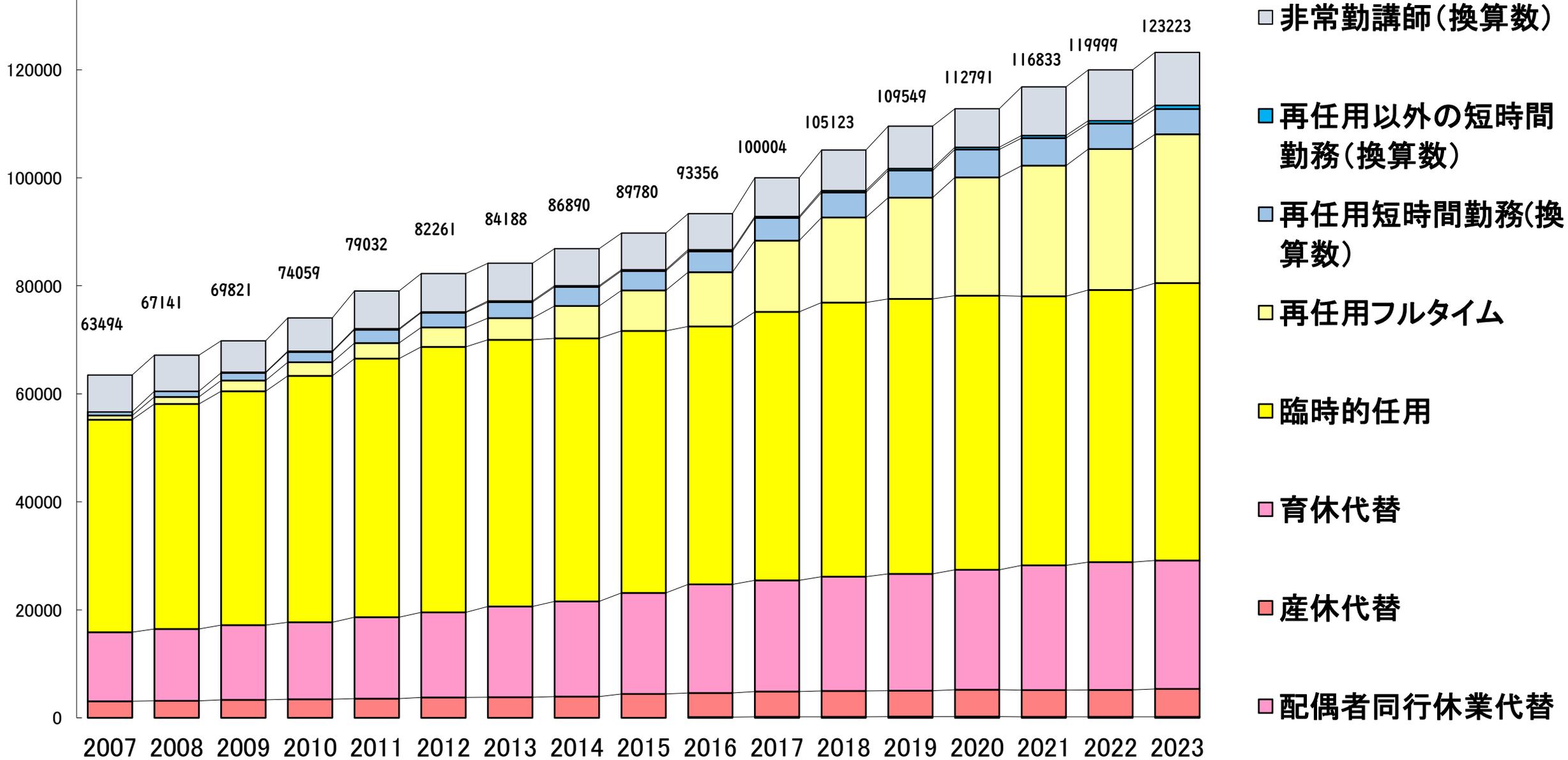
安上がりの「教育改革」のために

少子化進行による正規採用控え

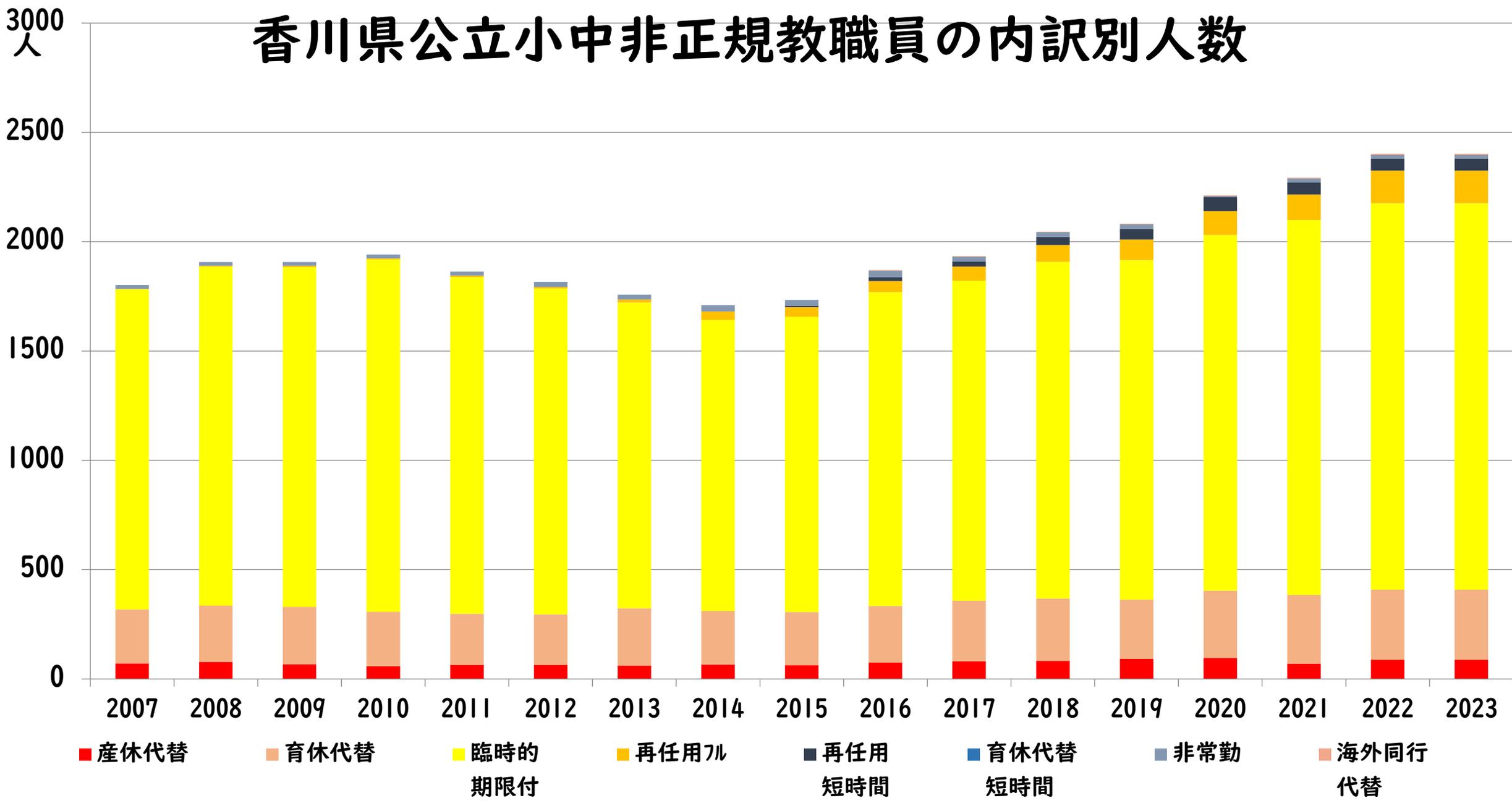
代替補充制度の整備と需要増

(人)

公立小中学校県費非正規教職員数(2007~2023)



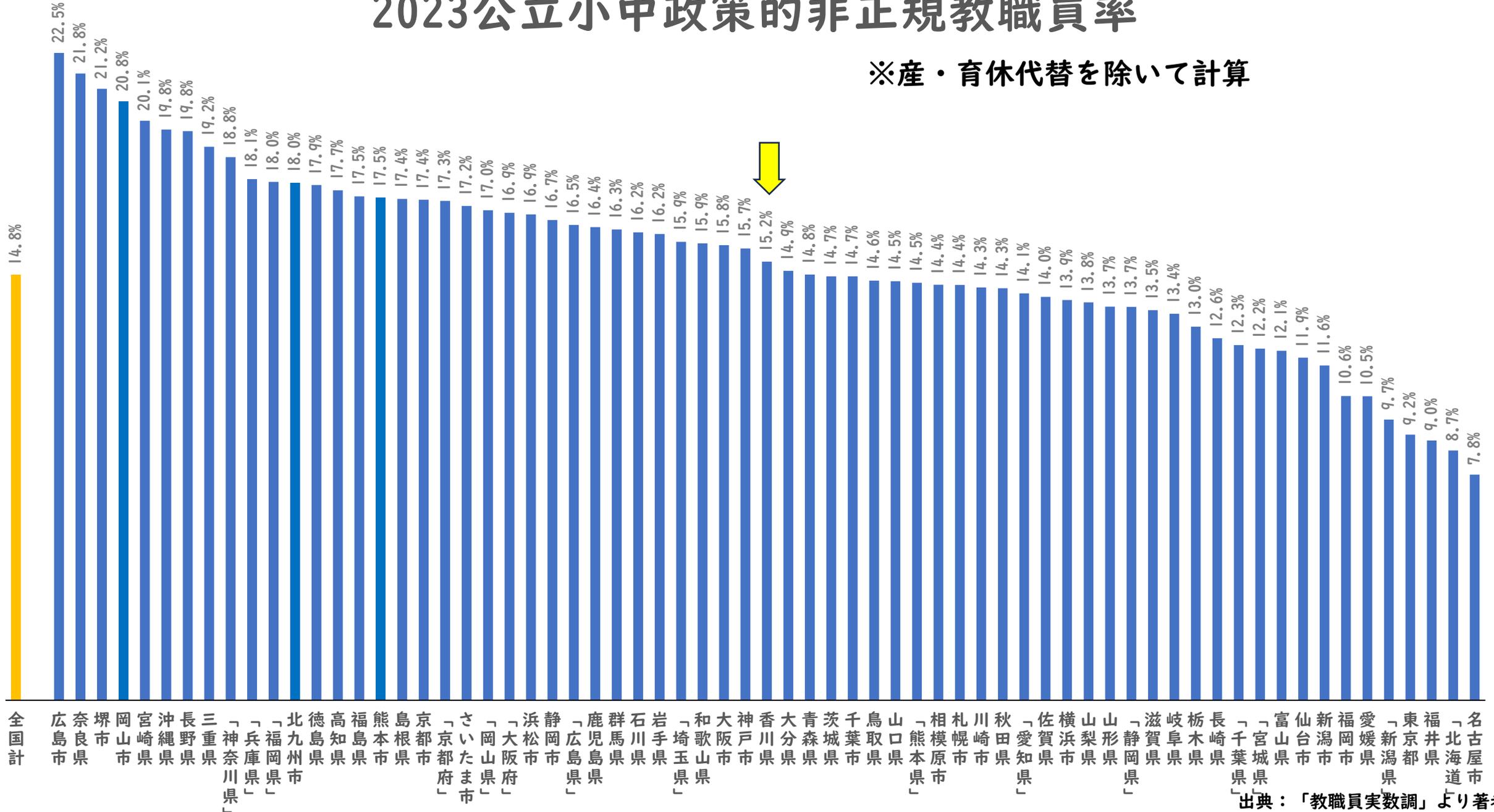
香川県公立小中非正規教職員の内訳別人数



「教職員実数調」より作成

2023公立小中政策的非正規教職員率

※産・育休代替を除いて計算



出典：「教職員実数調」より著者作成

授業持ちコマ数を減らすには

どうしたらよいか？

公立学校教員の週当たり平均持ち授業時数について

	小学校		中学校		高等学校	
	学校教員統計	教員勤務実態調査	学校教員統計	教員勤務実態調査	学校教員統計	教員勤務実態調査
令和元年度	24.6コマ		18.0コマ		15.5コマ	
令和4年度		23.9コマ		18.1コマ		15.5コマ

注)「学校教員統計」の数値は、教諭のうち、授業担任ありのみの数値であり、「教員勤務実態調査」の数値は、主幹教諭及び指導教諭を含む教諭の数値。

出典：文部科学省（2024）「教職員配置の在り方等に関する関連資料」

乗ずる数・除すべき数

を改善すれば

学級担任外教員数が増え

授業持ちコマ数を減らせる

2023年度公立小中学校教員主定数

出典「教職員定数算定表（校長・教諭等定数）」より筆者作成

		基礎定数									加配定数		標準定数
法律・政令	法第6条	法7条1項									法第7条と15条		
内容	学校長	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号	令第3条	令第7条 第1～4項 及び第6項	合計
小中計	27439	493716	2262	2283	8962	9652	1812	2867	142	39	19819	21332	590325

法：公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

令：公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令

約84%

義務標準法第7条1項1号で算定される教頭・教諭・講師等を**教員主定数**と呼ぶことにする

義務標準法の教員主定数算定式モデル

$$\begin{aligned} \text{教員主定数} &= \text{A標準学級数} \times \text{B乗ずる数} \\ &\quad \text{学級担任数} \times \text{全ての授業担任するには} \\ &\quad \quad \quad \text{学級担任数の何倍必要か} \\ &= \frac{\text{a児童生徒数}}{\text{c学級規模(学級定員)}} \times \frac{\text{b児童生徒の授業時数}}{\text{d教員1人当たり授業担當時数}} \\ &\quad \quad \quad \frac{\text{a児童生徒数}}{\text{c学級規模(学級定員)}} \end{aligned}$$

教育条件を改善する方法

① c学級規模 (学級定員) を改善

② d教員1人当たり授業担當時数を改善

〇〇県の小学校教員主定数の算定方法（義務標準法第7条1項1号）

「〇〇県の小学校教諭等の標準定数」

$$\begin{aligned} = & \text{「〇〇県全体の1、2学級規模の標準学級総数」} && \times 1.000 \text{ (乗ずる数)} \\ & + \text{「〇〇県全体の3、4学級規模の標準学級総数」} && \times 1.250 \text{ (乗ずる数)} \\ & + \text{「〇〇県全体の5学級規模の標準学級総数」} && \times 1.200 \text{ (乗ずる数)} \\ & + \text{「〇〇県全体の6学級規模の標準学級総数」} && \times 1.292 \text{ (乗ずる数)} \\ & + \text{「〇〇県全体の7学級規模の標準学級総数」} && \times 1.264 \text{ (乗ずる数)} \\ & \cdot \\ & \cdot \\ & + \text{「〇〇県全体の40学級以上規模学級規模の標準学級総数」} && \times 1.130 \text{ (乗ずる数)} \end{aligned}$$

「〇〇県の教員主定数」 の算定モデル

$$= \text{〇〇県全体の標準学級総数} \times \text{乗ずる数 (法定された1以上の小数)}$$

$$= \text{学級担任基礎数} + \text{学級担任外基礎数} \\ \text{(標準学級総数} \times \text{乗ずる数1)} \quad \text{(標準学級総数} \times \text{乗ずる数の1以上の分)}$$

小学校

週平均授業24コマ担当

	月	火	水	木	金
1	1	2	3	4	5
2	6	7	8	9	10
3	11	12	13	14	15
4	16	17	18	19	20
5	21	22	23	24	25
6	26	27	28		

乗ずる数
1.2倍化

週平均授業20コマ担当

	月	火	水	木	金
1	1	2	3	4	5
2	6	7	8	9	10
3	11	12	13	14	15
4	16	17	18	19	20
5	21	22	23	24	25
6	26	27	28		

中学校

週平均授業18コマ担当

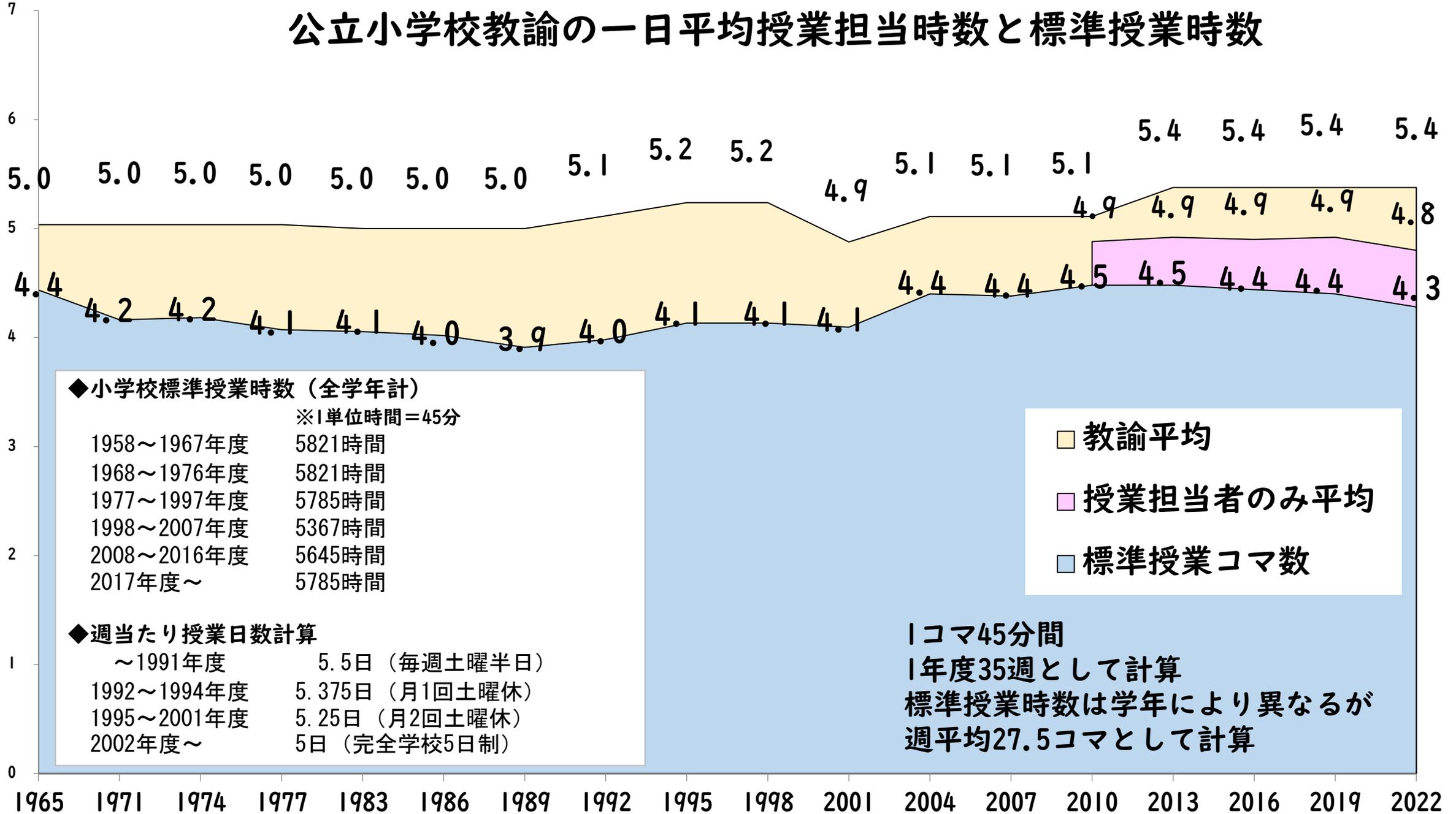
	月	火	水	木	金
1	1	2	3	4	5
2	6	7	8	9	10
3	11	12	13	14	15
4	16	17	18	19	20
5	21	22	23	24	25
6	26	27	28	29	

乗ずる数
1.2倍化

週平均授業15コマ担当

	月	火	水	木	金
1	1	2	3	4	5
2	6	7	8	9	10
3	11	12	13	14	15
4	16	17	18	19	20
5	21	22	23	24	25
6	26	27	28	29	

公立小学校教諭の一日平均授業担當時数と標準授業時数



◆小学校標準授業時数（全学年計）
 ※1単位時間=45分

1958～1967年度	5821時間
1968～1976年度	5821時間
1977～1997年度	5785時間
1998～2007年度	5367時間
2008～2016年度	5645時間
2017年度～	5785時間

◆週当たり授業日数計算

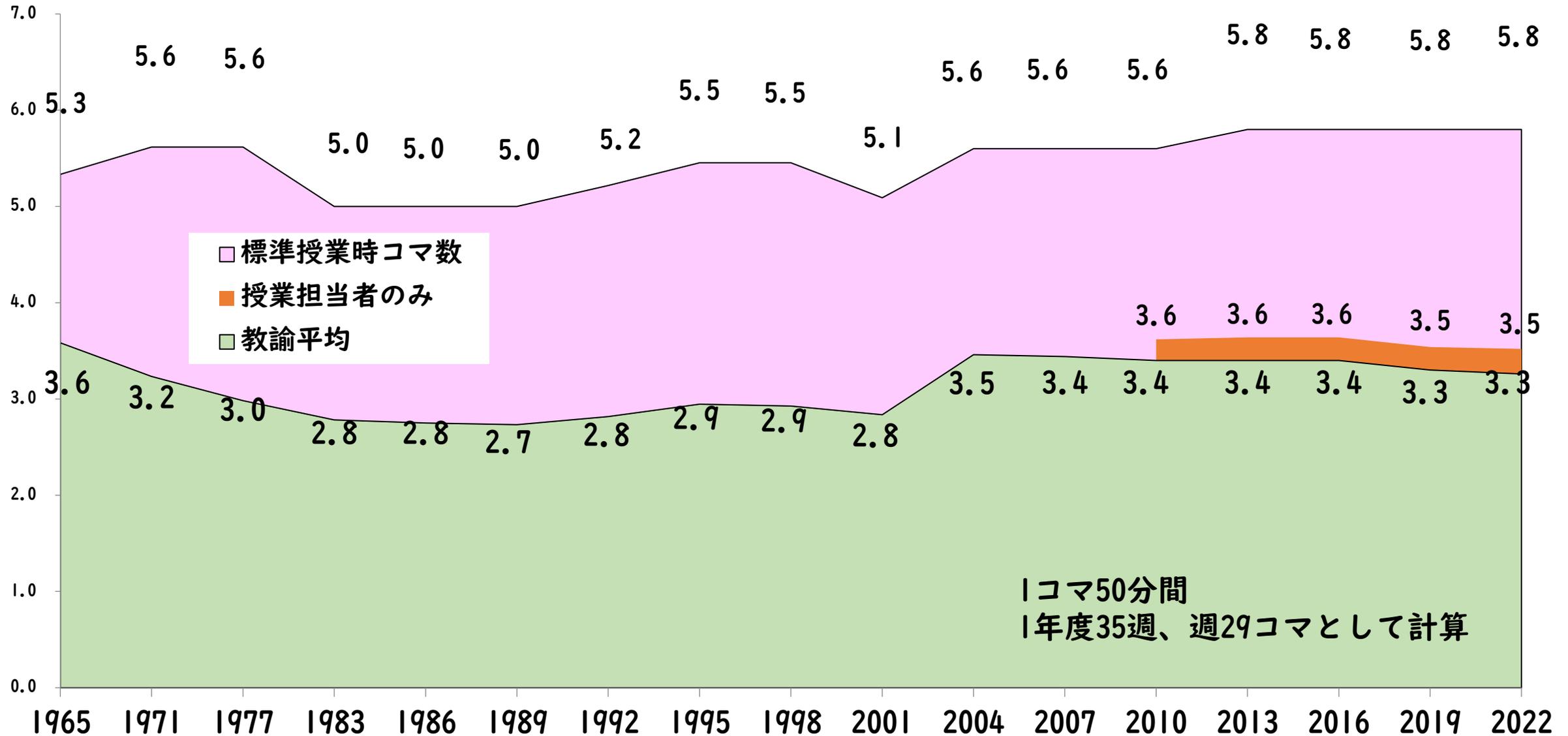
～1991年度	5.5日（毎週土曜半日）
1992～1994年度	5.375日（月1回土曜休）
1995～2001年度	5.25日（月2回土曜休）
2002年度～	5日（完全学校5日制）

■ 教諭平均
 ■ 授業担当者のみ平均
 ■ 標準授業コマ数

1コマ45分間
 1年度35週として計算
 標準授業時数は学年により異なるが
 週平均27.5コマとして計算

出典：「小学校学習指導要領」「学校教員統計調査」より著者作成

中学校教諭の一日平均授業担当コマ数と標準授業時間一日平均



乗ずる数1.2倍に必要な教員数と予算額

2023年度公立小中学校教員主定数

出典「教職員定数算定表（校長・教諭等定数）」より筆者作成

		基礎定数									加配定数		標準定数
法律・政令	法第6条	法7条1項									法第7条と15条		合計
		第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号	令第3条	令第7条第1～4項及び第6項	
内容	学校長	教頭・教諭・講師等	教頭複数	過大規模	規模別加配	通級指導	日本語指導	初任者研修	分校	寄宿舎指導員			
小中計	27439	493716	2262	2283	8962	9652	1812	2867	142	39	19819	21332	590325

法：公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

令：公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令

乗ずる数を1.2倍にした場合に追加が必要な公立小中学校教職員定数と給与費

教員主定数（人）	1.25倍の場合（人）	本務教員単価（円）	給与費（円）
A	$B = A \times 0.2$	C	$B \times C$
493,716	98,743	¥6,330,000	¥625,044,456,000

※教員主定数：義務標準法7条1項1号で算定される教頭・教諭・講師等の定数（2023年度「定数算定表」より）

※本務教員給与費単価は2021年度「地方教育行政等調査」「学校基本調査」より計算

退職手当、共済負担金等を除く

約9万9千人

約6250億円

高校標準法の教員主定数算定式モデル

$$\text{教員主定数} = \text{A収容定員} \div \text{B除すべき数}$$

÷ 教員1人あたりが担当する生徒人数は何人か

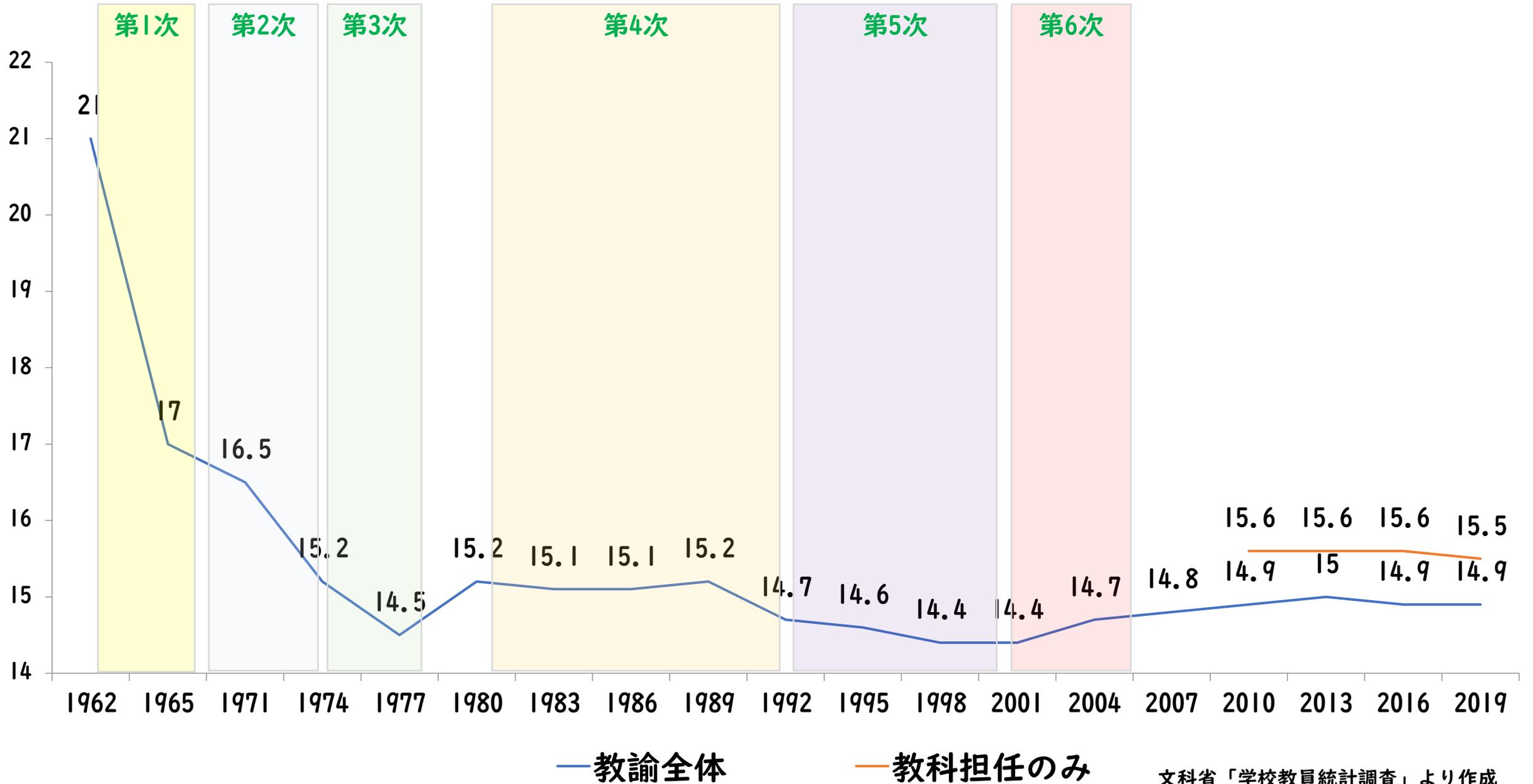
$$= \frac{\text{a生徒数}}{\frac{\text{d教員1人あたり授業担当時数} \times \text{a生徒数}}{\text{b学校の全授業時数}}}$$

※授業は教科担任制であるのに全授業数で計算することは実態とそぐわない算定方式

教育条件を改善する方法

d教員1人あたり授業担当時数を改善 → **除すべき数の数値を改善**

公立高等学校教諭の週平均教科授業担當時数



教職員定数改善計画を策定・実行し

- ・ 少人数学級制の拡充

- ・ 「乗ずる数」「除すべき数」の数値改正

を行い、正規教員を抜本的に増やすことを求めます

地方議会において、**国におけた意見書採択**をめざす
とりくみにご協力をお願いします

「意見書案」「提出マニュアル」「学習会資料」
をダウンロードできます→



秋田市の加賀屋さんが個人で陳情した結果

	市町村名	結果	備考
1	秋田市	不採択	持参
2	能代市	採択	持参
3	横手市	採択	総務文教委員会に参考人として出席
4	大館市	未審議	
5	男鹿市	不採択	持参
6	湯沢市	審議中	
7	鹿角市	採択	持参
8	由利本荘市	採択	
9	潟上市	審議せず	持参、「審議になじまない」。配布のみ
10	大仙市	採択	
11	北秋田市	採択	
12	にかほ市	配布のみ	
13	仙北市	未審議	
14	小坂町	採択	持参
15	上小阿仁村	採択	
16	藤里町	採択	
17	三種町	採択	持参、議長懇談
18	八峰町	未審議	持参
19	五城目町	採択	持参
20	八郎潟町	採択	持参
21	井川町	採択	持参
22	大潟村	不採択	持参
23	美郷町	採択	教育民生委員会に説明員として出席
24	羽後町	採択	
25	東成瀬村	採択	

採択	16
趣旨採択	0
不採択	3
本会議での審議なし	5
うち議員へ配布	(2)
継続	1
計	25

請願権は国民の権利

憲法第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

○「意見書」とは、住民代表機関としての議会が住民の意思を意見としてまとめた文書で、国会または関係行政庁に対し提出することができる（地方自治法第99条）

○議会のある自治体に居住していない人であっても、誰でも行える（子どもでも）

○議員の紹介で求める「請願」と、議員の紹介なしで求める「陳情」の方法がある

教育新聞

働き方改革と教員定数② 「『乗ずる数』の改善必要」山崎洋介さん

大久保 昂 教育新聞 編集委員



「乗ずる数」を新語・流行語大賞に
by ジョーズルーカズ

高校問題では ジョスベキスー

教育新聞

少人数学級の推進や「乗ずる数」の改善を 地方3団体が提言

大久保 昂 教育新聞 編集委員

2023.11.9



盛山文科相（右から3人目）に提言を手渡す大村知事（同2人目）＝撮影：大久保昂

小学校教員の受け持ち授業時数「軽減すべき」 中教審特別部会

佐野 領 教育新聞 編集委員

2023.12.14



教職員の配置について集中的に議論した中教審特別部会（オンラインで取材）

中央教育審議会でも「授業持ちコマ」「乗ずる数」が議論に。妹尾昌俊委員が山崎の論文を資料で引用して紹介。

中教審で議論

小中学校で教員の長時間労働が深刻化する中、抜本的な解決策として、教員定数を改善するよう訴える声が専門家から上がっている。学校教員統計調査(2019年度)によると、小学校で1人の教員が担当する授業は週平均21・6コマ。授業には準備なども必要で、生徒指導や保護者対応、会議などの業務をいくらか削減しても、労働時間の削減には限界があるからだ。(福原美樹)

「教員1人あたりの持ちこま数を減らすべきだ」「持ちこま数の上限を決めては」「教員定数の見直しを」「1日に行われた文部科学省の中央教育審議会」員の高い教師の確保特別部会」では、教員の労働環境を改善するため、さまざまな立場の委員から教員定数に関わる意見が相次いだ。教員定数は、学級数などを基準に自動的に算出される教員と教諭の数の「基礎定数」と、目的に応じて上乗せする「加配定数」を合わせて算出し、人員費の一部を国庫で負担する「国自給体」によって、さらに独自予算で教員を増やしている学校もある。

人数計算の係数 30年間同じ

教科、休日：環境激変

小中学校の教職員定数のイメージ

義務標準法が定める教職員定数(2023年度) 69.1万人

基礎定数 64.4万人 加配定数 4.7万人

18学級の小学校の例 計26.35人

校長 1 教頭(副校長) 1 学級担任 18 学級担任以外の教諭 3.35 養護教諭 1 栄養教諭 1 事務職員 1

少人数指導、いじめや不登校対応など

18学級の小学校の例

校長 1 教頭(副校長) 1 学級担任 18 学級担任以外の教諭 3.35 養護教諭 1 栄養教諭 1 事務職員 1

少人数指導、いじめや不登校対応など

18学級の小学校の例

校長 1 教頭(副校長) 1 学級担任 18 学級担任以外の教諭 3.35 養護教諭 1 栄養教諭 1 事務職員 1

少人数指導、いじめや不登校対応など

18学級の小学校の例

校長 1 教頭(副校長) 1 学級担任 18 学級担任以外の教諭 3.35 養護教諭 1 栄養教諭 1 事務職員 1

少人数指導、いじめや不登校対応など

18学級の小学校の例

校長 1 教頭(副校長) 1 学級担任 18 学級担任以外の教諭 3.35 養護教諭 1 栄養教諭 1 事務職員 1

少人数指導、いじめや不登校対応など

18学級の小学校の例

校長 1 教頭(副校長) 1 学級担任 18 学級担任以外の教諭 3.35 養護教諭 1 栄養教諭 1 事務職員 1

少人数指導、いじめや不登校対応など

18学級の小学校の例

校長 1 教頭(副校長) 1 学級担任 18 学級担任以外の教諭 3.35 養護教諭 1 栄養教諭 1 事務職員 1

少人数指導、いじめや不登校対応など

18学級の小学校の例

校長 1 教頭(副校長) 1 学級担任 18 学級担任以外の教諭 3.35 養護教諭 1 栄養教諭 1 事務職員 1

少人数指導、いじめや不登校対応など

18学級の小学校の例

校長 1 教頭(副校長) 1 学級担任 18 学級担任以外の教諭 3.35 養護教諭 1 栄養教諭 1 事務職員 1

少人数指導、いじめや不登校対応など

18学級の小学校の例

校長 1 教頭(副校長) 1 学級担任 18 学級担任以外の教諭 3.35 養護教諭 1 栄養教諭 1 事務職員 1

少人数指導、いじめや不登校対応など

18学級の小学校の例

校長 1 教頭(副校長) 1 学級担任 18 学級担任以外の教諭 3.35 養護教諭 1 栄養教諭 1 事務職員 1

少人数指導、いじめや不登校対応など

18学級の小学校の例

校長 1 教頭(副校長) 1 学級担任 18 学級担任以外の教諭 3.35 養護教諭 1 栄養教諭 1 事務職員 1

少人数指導、いじめや不登校対応など

18学級の小学校の例

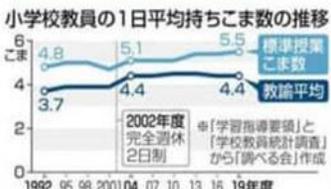
校長 1 教頭(副校長) 1 学級担任 18 学級担任以外の教諭 3.35 養護教諭 1 栄養教諭 1 事務職員 1

少人数指導、いじめや不登校対応など

「教員基礎定数」改善を



先生が足りない



授業数 週休2日制 影響大きく

学習指導要領と学校教員統計調査(3年おき)から、年間の標準授業時数を基に山崎さんが「調べる会」が計算したところ、小学校教員の1日平均の持ちこま数は、義務標準法の「乗ずる数」が最後に改定された1993年度の前は、3.7コマだった。

それ以降は徐々に増加。2002年度に完全週休2日制に移行すると04年度に4.4コマにぐっと増え、そのままだら4.4~4.5コマまで高止まりしている。実際に授業を担当する教員のみに限った平均は、さらに増えて、10~19年度は4.9コマとなっている。

「教員1人あたりが受け持つ授業のコマ数は現在、小学校で週平均21コマ以上、これを1日だけ減らすのが適切なのか。日本教師教育学会の会長などを務めた、山崎昌俊さんが「調べる会」で発表した論文「授業の質を高めるための、勤務時間内にも、準備や振り返り、評価の時間が確保される必要がある」と指摘している。山崎さんは「教員1人あたりの持ちこま数に上限を設定し、各学校に教員を増やす必要はない」と主張している。

一方、文科省は教員の労働状況を改善するため、特定の教科の授業を担当する

「教員1人あたりが受け持つ授業のコマ数は現在、小学校で週平均21コマ以上、これを1日だけ減らすのが適切なのか。日本教師教育学会の会長などを務めた、山崎昌俊さんが「調べる会」で発表した論文「授業の質を高めるための、勤務時間内にも、準備や振り返り、評価の時間が確保される必要がある」と指摘している。山崎さんは「教員1人あたりの持ちこま数に上限を設定し、各学校に教員を増やす必要はない」と主張している。

一方、文科省は教員の労働状況を改善するため、特定の教科の授業を担当する

「教員1人あたりの持ちこま数に上限を設定し、各学校に教員を増やす必要はない」と主張している。

一方、文科省は教員の労働状況を改善するため、特定の教科の授業を担当する

「教員1人あたりの持ちこま数を減らすべきだ」「持ちこま数の上限を決めては」「教員定数の見直しを」「1日に行われた文部科学省の中央教育審議会」員の高い教師の確保特別部会」では、教員の労働環境を改善するため、さまざまな立場の委員から教員定数に関わる意見が相次いだ。教員定数は、学級数などを基準に自動的に算出される教員と教諭の数の「基礎定数」と、目的に応じて上乗せする「加配定数」を合わせて算出し、人員費の一部を国庫で負担する「国自給体」によって、さらに独自予算で教員を増やしている学校もある。

「教員1人あたりの持ちこま数を減らすべきだ」「持ちこま数の上限を決めては」「教員定数の見直しを」「1日に行われた文部科学省の中央教育審議会」員の高い教師の確保特別部会」では、教員の労働環境を改善するため、さまざまな立場の委員から教員定数に関わる意見が相次いだ。教員定数は、学級数などを基準に自動的に算出される教員と教諭の数の「基礎定数」と、目的に応じて上乗せする「加配定数」を合わせて算出し、人員費の一部を国庫で負担する「国自給体」によって、さらに独自予算で教員を増やしている学校もある。

「教員1人あたりの持ちこま数を減らすべきだ」「持ちこま数の上限を決めては」「教員定数の見直しを」「1日に行われた文部科学省の中央教育審議会」員の高い教師の確保特別部会」では、教員の労働環境を改善するため、さまざまな立場の委員から教員定数に関わる意見が相次いだ。教員定数は、学級数などを基準に自動的に算出される教員と教諭の数の「基礎定数」と、目的に応じて上乗せする「加配定数」を合わせて算出し、人員費の一部を国庫で負担する「国自給体」によって、さらに独自予算で教員を増やしている学校もある。

「教員1人あたりの持ちこま数を減らすべきだ」「持ちこま数の上限を決めては」「教員定数の見直しを」「1日に行われた文部科学省の中央教育審議会」員の高い教師の確保特別部会」では、教員の労働環境を改善するため、さまざまな立場の委員から教員定数に関わる意見が相次いだ。教員定数は、学級数などを基準に自動的に算出される教員と教諭の数の「基礎定数」と、目的に応じて上乗せする「加配定数」を合わせて算出し、人員費の一部を国庫で負担する「国自給体」によって、さらに独自予算で教員を増やしている学校もある。



2019.3.21 **社会民主党**福島みずほ議員



2022.10.16 **れいわ新選組**大石あきこ議員



2020.11.13 文科省記者クラブで
少人数学級制拡充提言の記者会見



2023.2.27 **公明党**国会議員4名



2023.8.10 **日本共産党**吉良よし子議員秘書

少人数学級制拡充に関する7政党の回答

	自由民主党	立憲民主党	公明党	日本共産党	日本維新の会	国民民主党	れいわ新選組	社会民主党
来年からの中 <small>学</small> 全学年35人学級実施	×	○		○	×	○	×	○
再来年からの高 <small>校</small> 35人学級実施	×	○	回答なし	○	×	○	○	○
私学35人学級実施を可能にする財政措置	×	○		○	○	○	○	○

※その理由については、回答詳細をお読みください。

2021.主要7政党に対し、少人数学級制拡充に関する公開質問



ゆとりある教育を求め全国の教育条件を調べる会

2023年2月6日 · 🌐

◆2月6日衆議院予算委員会 大石あきこ議員質問

調べる会として全面的に協力させていただいた質問を動画でぜひご覧ください。

大石議員は... さらに表示



YOUTUBE.COM

大石あきこ 国会質問！「教職員の減少、過酷な教育現場に関して徹底追及！」衆議院・予算委員会 (2/6 16:42頃～)



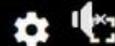
ゆとりある教育を求め全国の教育条件を調べる会

2023年3月15日 · 🌐

3月10日衆議院文部科学委員会において「教員の授業コマ数を減らし正規教員の増」を求める山崎正恭議員（公明党）と文科省藤原初中等教育局長の答弁。



|| 🔊 ● LIVE



教育財政

教育現場の必要充足を
保障する法制度を

義務教育費国庫負担金

県費負担教職員の
給与費三分の一を国庫負担

義務教育費国庫負担法

国庫負担対象実額

(教職員の給与及び報酬等)の経費の国庫負担)

第二条 **国は**、毎年、各都道府県ごとに、
公立の義務教育諸学校に要する経費のうち、次に掲げるものについて、
その実支出額の三分の一を負担する。

ただし、特別の事情があるときは、各都道府県ごとの
国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。

最高限度算定**総額**×3分の1

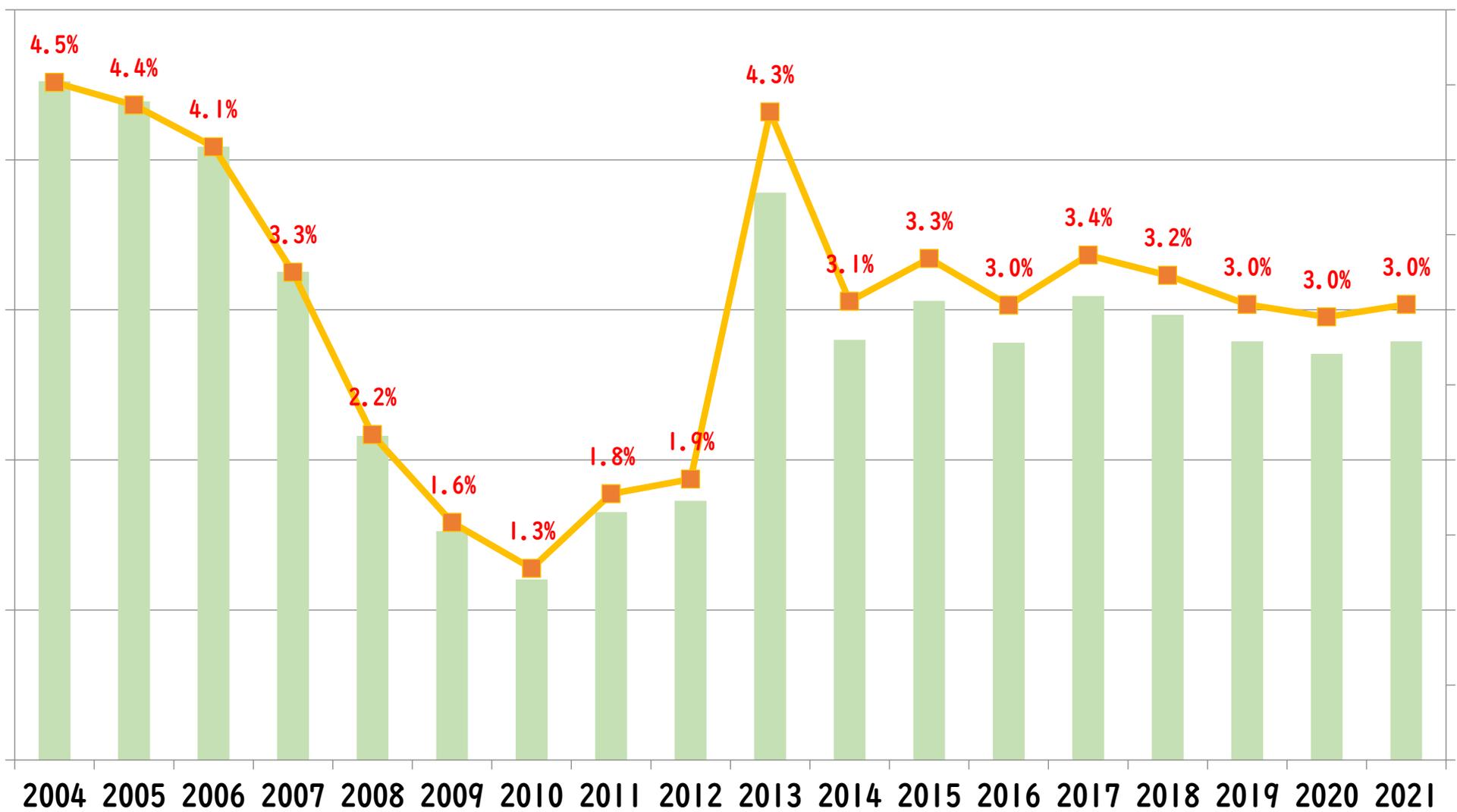
算定するための
ルールが標準法

標準定数の分までを国庫負担する

公立義務制教職員給与費実額の総額上回り額と率（全国計）

実額（単位：百万円）

250,000
200,000
150,000
100,000
50,000
-



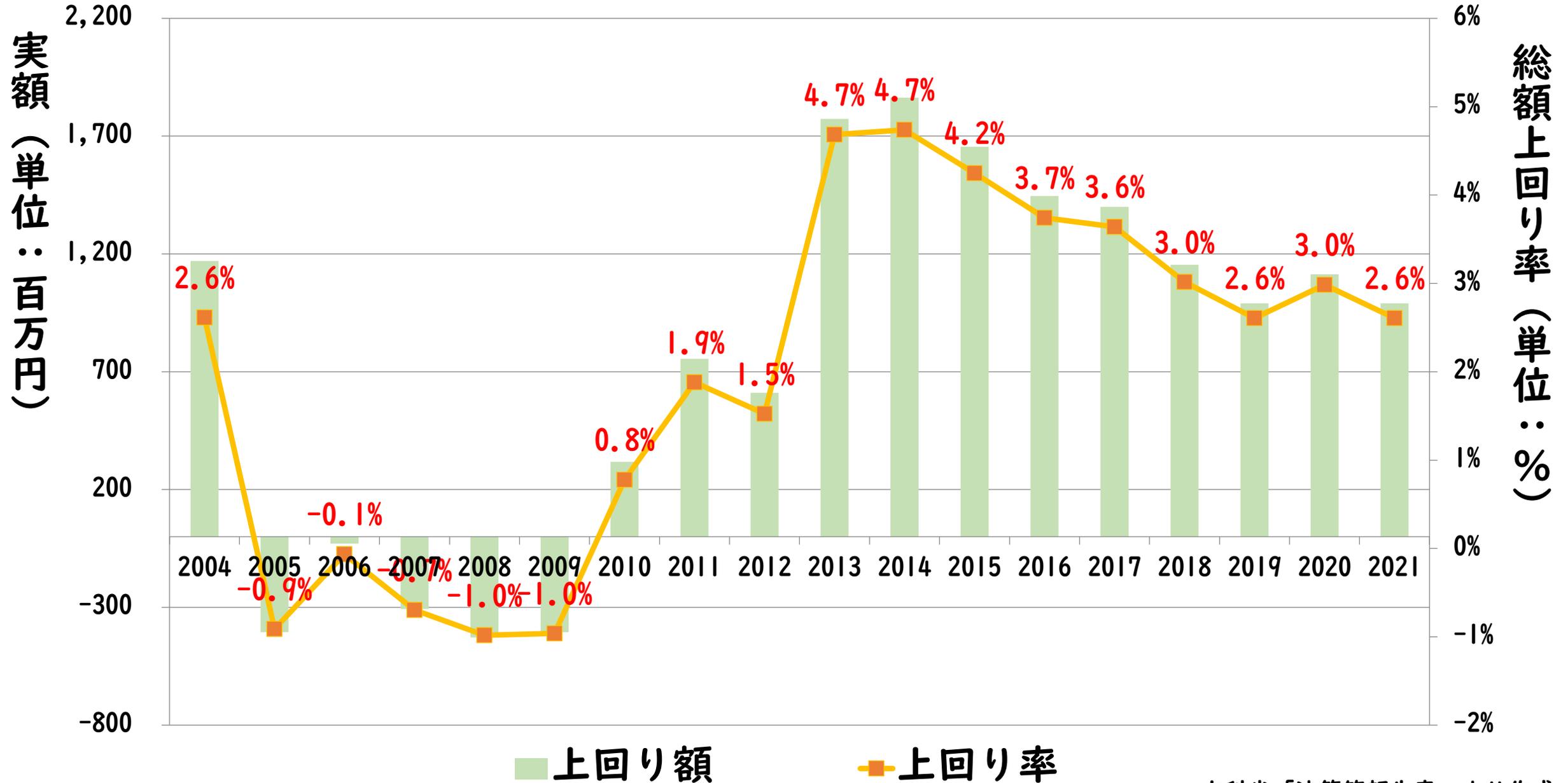
総額上回り率（単位：%）

5%
5%
4%
4%
3%
3%
2%
2%
1%
1%
0%

■ 上回り額

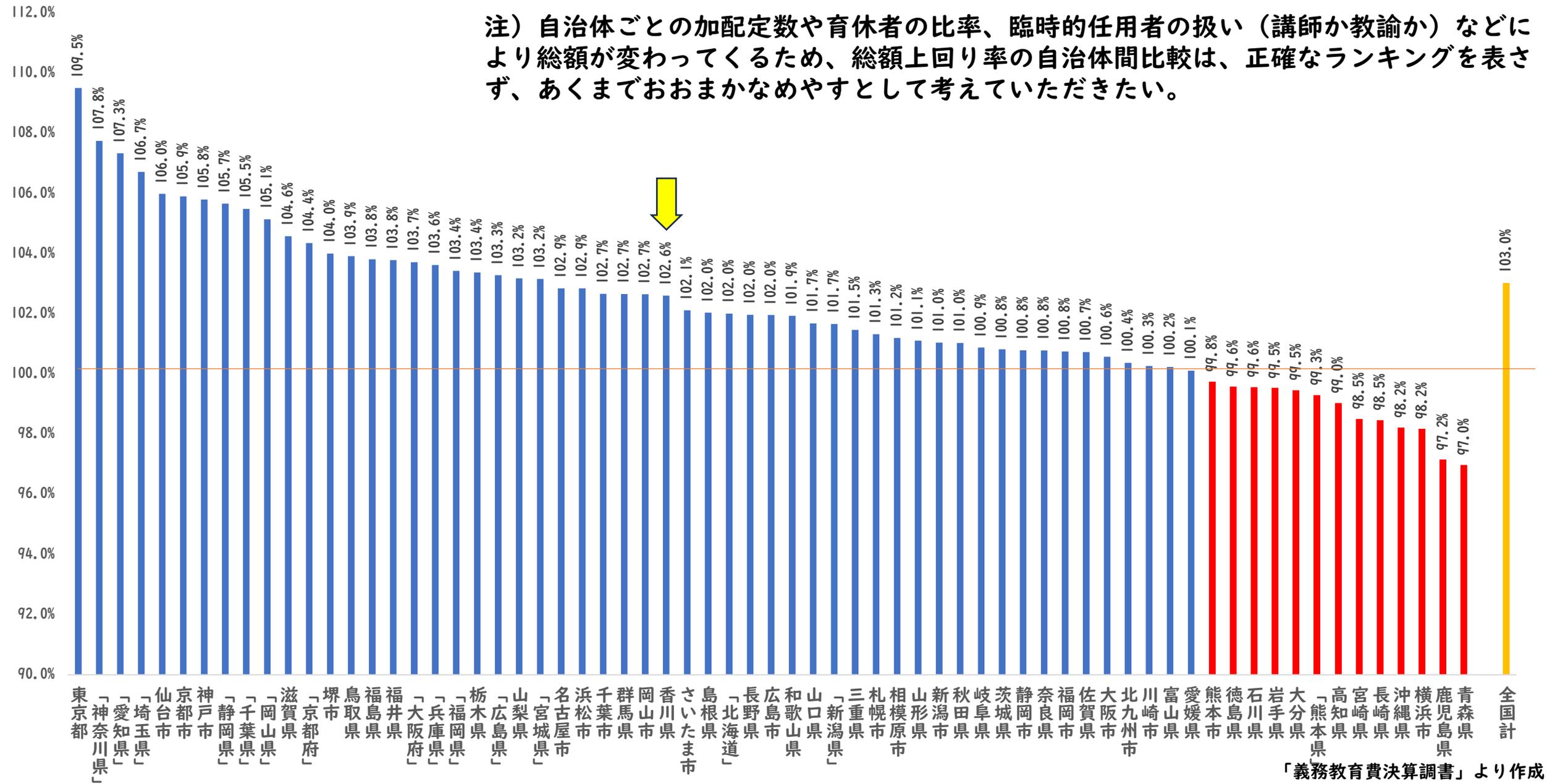
■ 上回り率

香川県公立義務制教職員給与費実額の総額上回り額と率



2021公立義務制教職員給与費総額上回り率（ランキング）

注）自治体ごとの加配定数や育休者の比率、臨時的任用者の扱い（講師か教諭か）などにより総額が変わってくるため、総額上回り率の自治体間比較は、正確なランキングを表さず、あくまでおおまかなめやすとして考えていただきたい。



学んで、調べて、しくみを知れば 光が見えてくる

ゆとりある教育を求め全国の教育条件を調べる会



展 望

教育条件整備法
づくりの提案

子どもの
貧困解決

待機児童
解消

私学助成
拡大

保護者負担
の軽減

教育に
人と予算を

給付制奨学金
制度化

特別支援教育
充実

長時間過密
労働解消

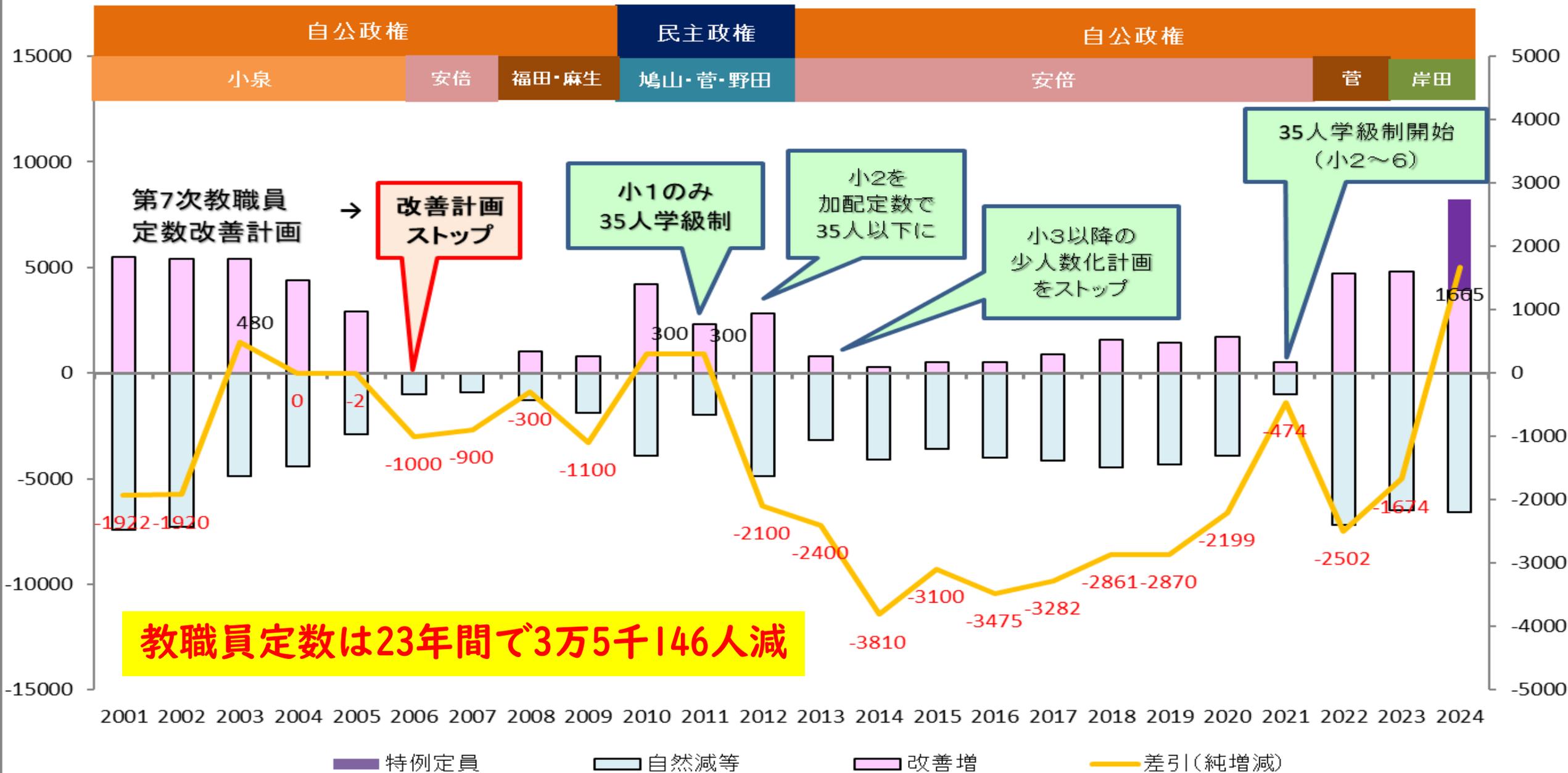
学校統廃合
ストップ

大学研究
予算確保

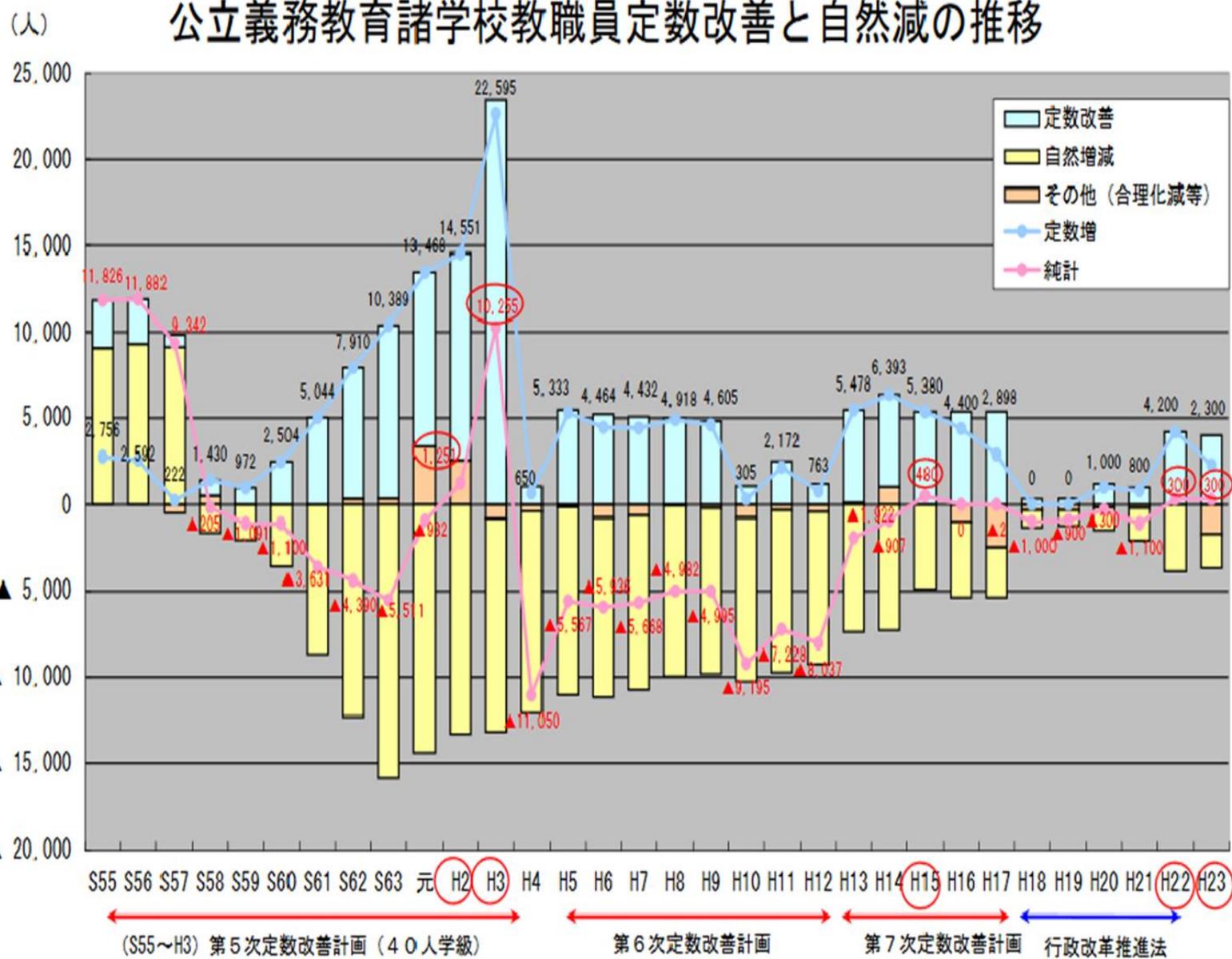
教育現場の実態から
その必要性を訴えて
要望を上げ続けなければ

教育予算は
必ず削減される

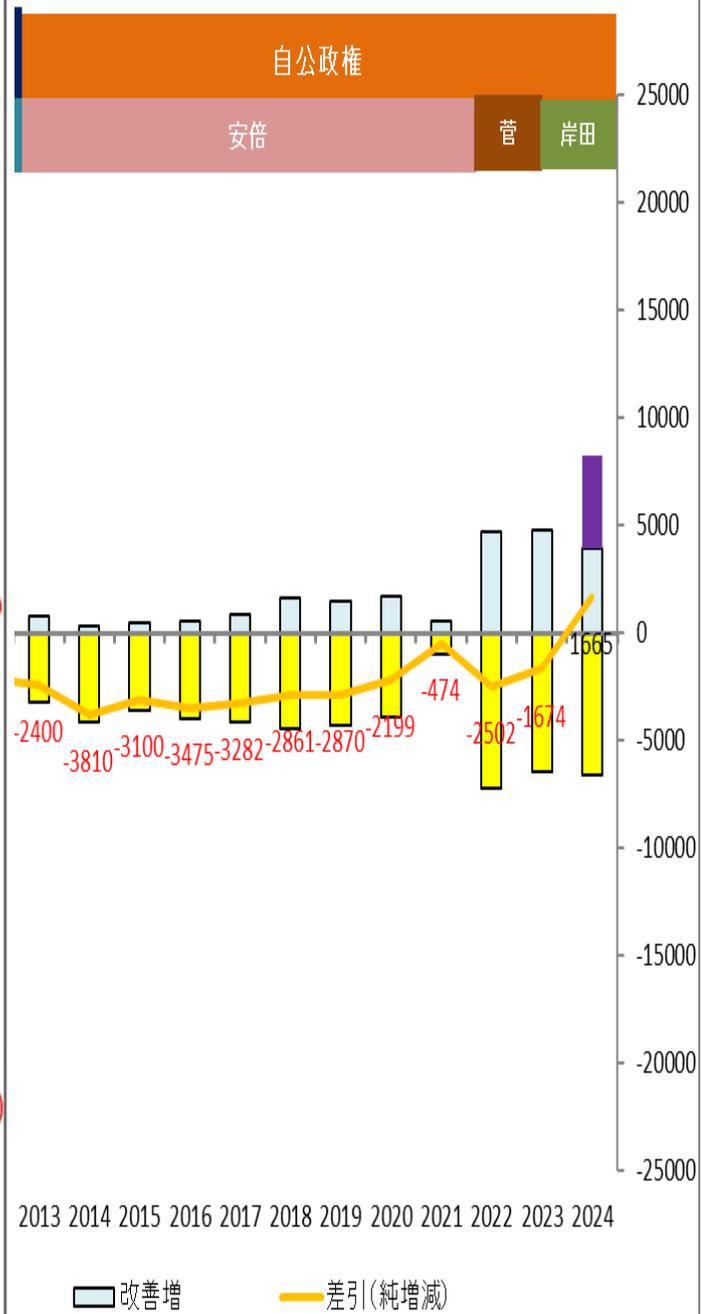
公立義務制諸学校教職員定数の改善状況(当初予算)



公立義務教育諸学校教職員定数改善と自然減の推移



(注)「定数増」は定数改善とその他(合理化減等)を合計した数、「純計」は定数改善と自然増減・その他(合理化減等)を合計した数である。



児童生徒数減の時期こそ
教職員定数改善のチャンス

その場かぎりの
あてがい扶持予算ではなく

ナショナルミニマム

(国家最低限保障)

**を守り、発展させる
教育制度を創る**

ナショナル・ミニマムを保障する制度

義務教育標準法 + 義務教育費国庫負担法

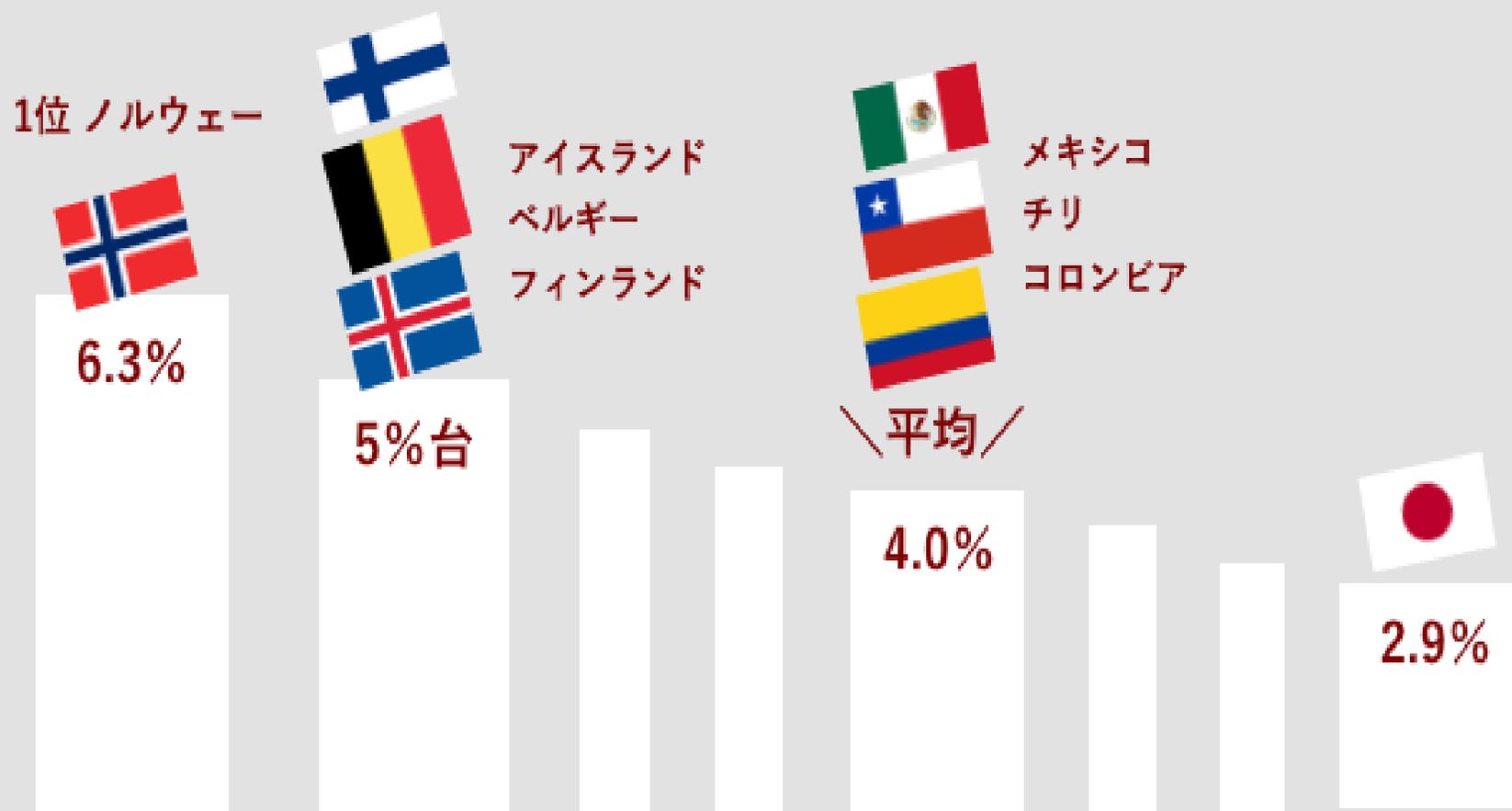
教育条件基準法 + 教育財政法

- ・必要充足を原則
- ・現場専門職・研究者の協働で基準内容を検討
- ・財政当局の介入を受けず国と自治体をしぼる

※学級編制・教職員配置だけでなく、
すべての教育条件基準を
ナショナルミニマムとして保障する制度を構築

教育の公的支出の割合 ※GDP（国内総生産）に占める割合

OECD加盟35か国中 **最下位**



Education at a Glance 2019 (OECD)
をもとにJNNE作成

30人以下学級を実現するための費用

小学校分

5700億円

中学校分

3500億円

高等学校分

3400億円

合 計

1兆2600億円

授業料と学修費を無償化するために必要な費用

2兆1100億円

私学助成制度の組み替えに必要な費用

1兆2000億円

合計 4兆4700億円

GDP比0.9%分

→教育費は3.4%に上昇

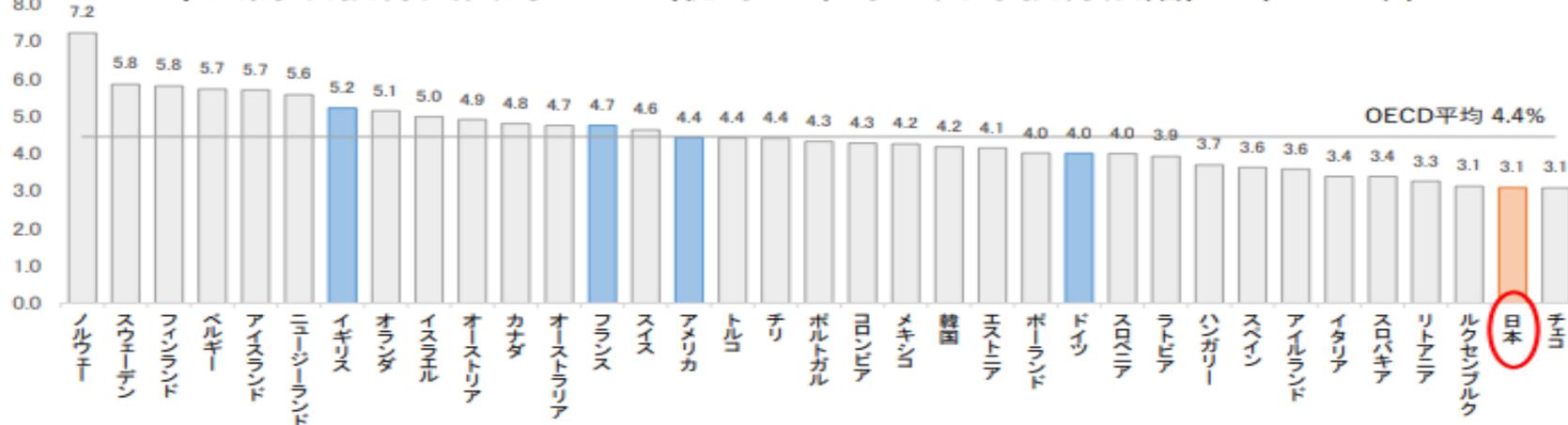
(OECD平均とほぼ同じ水準)



公財政教育支出の規模は、子供の数を考慮する必要

- 日本の公財政教育支出の対GDP比は、OECD諸国の中で低いとの指摘がある。
- しかしながら、日本の子供の割合もOECD諸国の中で低い。

◆公財政教育支出対GDP（初等・中等・高等教育段階）（2016年）



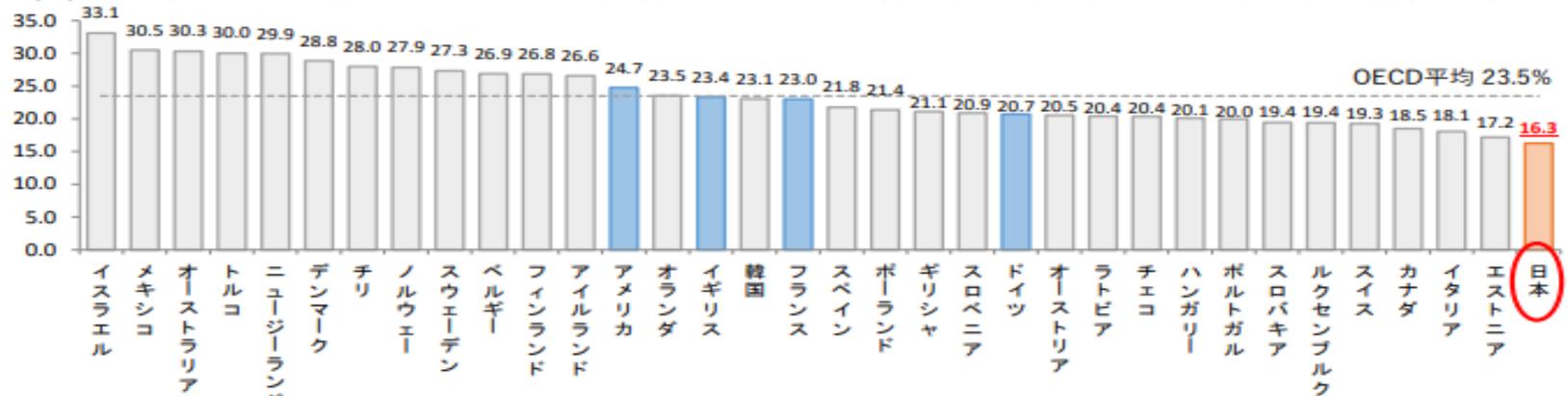
公財政教育支出GDP比

日本 3.1%

OECD平均 4.4%

7割

◆人口全体に占める在学者数の割合（初等・中等・高等教育段階）（2014年）



在学者/総人口

日本 16.3%

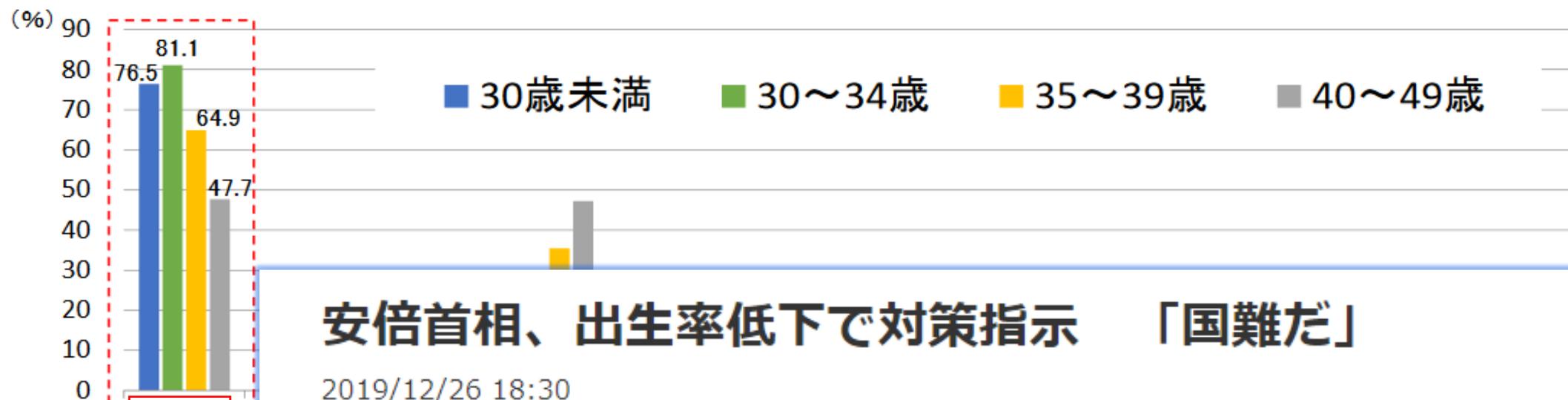
OECD平均 23.5%

7割

(注) OECD平均の値は、計数が取れず算出不能である国を除いた加盟国の平均値。
 (出典) OECD「Education at a Glance 2016」、「Education at a Glance 2019」

○ 理想の子供数を持たない理由（複数回答）について、30歳未満では76.5%、30～34歳は81.1%が「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」と回答している。

妻の年齢別にみた、理想の子ども数を持たない理由（予定子ども数が理想子ども数を下回る夫婦）



子育てや教育にお金がかかりすぎるから

安倍首相、出生率低下で対策指示 「国難だ」

2019/12/26 18:30

🔖 保存 📧 共有 🖨️ 印刷 🗨️ 📄 🐦 📘 その他 ▾

安倍晋三首相は26日、衛藤晟一・一億総活躍相と首相官邸で面会し、2019年の出生数が過去最低を記録したことについて「国難だ、しっかりと頑張らなければならない。検討してほしい」と指示した。面会後に衛藤氏が記者団に明らかにした。厚生労働省が発表した人口動態統計の推計値では19年の出生数が86.4万人と初めて90万人を割り込んだ。

(注) 妻が50歳未満である初婚どうしの夫婦のうち、予定子ども数が理想子ども数を下回る夫婦(約3割)を対象に行った質問(妻が回答者)。

出典: 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査(夫婦調査)」(2015年)

教育に人と予算を

と願う

人々の共同の力で

教育条件基準立法を

(教育条件基準法 + 教育財政法)